

# いのち支える野洲市自殺対策計画

～ 誰も自殺に追い込まれることのない野洲市をめざして ～



いのち  
支える

平成31年3月

滋賀県野洲市

# はじめに

平成18年に自殺対策基本法が制定され、自殺対策が進められました。我が国の自殺者数は年々減少傾向にありますが、景況が改善されたなかでも、依然年間2万人を超える異常な状況が続いています。平成28年に自殺対策基本法が改正され、全ての自治体に対し自殺対策計画の策定が定められました。

野洲市ではこれまで、ほほえみやす21健康プランに基づき、市民の心の健康づくりの取組を推進するとともに、自殺対策として相談、啓発、未遂者支援等、様々な事業を実施してまいりました。また、自殺、生活困窮、人権侵害など、市民生活に関する深刻な問題に対し、総合的に支援するしくみを創設し積極的できめ細かな施策の推進を図ってきました。さらに、「野洲市くらし支えあい条例」を制定し、市民一人ひとりがともに支えあい伸びやかに安心してくらするまちの実現をめざしてきました。

このたび、さらに自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、「いのち支える野洲市自殺対策計画 ～誰も自殺に追い込まれることのない野洲市をめざして～」を策定いたしました。

自殺の多くは追い込まれた末の死であり、社会的な問題であるという認識のもと、市民、各関係団体、市職員が総動員し、全市的な取組として自殺対策を推進し、『誰も自殺に追い込まれることのない「人と人が支えあう安心なまち」の実現』をめざしてまいります。

自殺対策は「生きることの包括的な支援」であり、それは健全な地域づくりそのものです。市民の皆さまには「多くの自殺は防ぐことができる」という認識のもと、自殺対策に対する関心と理解をより一層深めていただき、ご協力いただきますようお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、多大なご尽力をいただきました野洲市自殺対策計画策定委員会の皆さまをはじめ、様々な機会を通して貴重なご意見をいただきました皆さまに心からお礼を申し上げます。

平成 31 年 3 月

野洲市長 山仲 善彰



# 目次

<b>第1章</b>	<b>計画策定の趣旨等</b>	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の期間	2
3	計画の位置づけ	2
4	計画の数値目標	3
5	数値目標を達成するための評価指標	3
6	策定体制	4
7	計画の評価	4
<b>第2章</b>	<b>野洲市の現状</b>	6
1	人口静態	6
1)	年齢階級別人口構成	6
2)	少子・高齢社会の進展	6
2	人口動態	9
3	自殺の現状	10
1)	自殺者数と自殺死亡率の推移	10
2)	性・年代別の自殺割合と自殺死亡率	11
3)	性・年代別にみた同居人の有無	12
4)	有職者と無職者の割合	12
5)	自殺の原因・動機	13
6)	自殺者に占める自殺未遂歴の有無	14
4	市民の健康状態	14
1)	朝食を週に4～5日以上食べない人の割合	14
2)	運動習慣者の割合	15
3)	心の健康	15
4)	睡眠による休養の程度について	17
5)	飲酒について	18
6)	高齢者の健康	19

5	これまでの自殺対策の取組	20
	1) 心の健康づくり事業	20
	2) 自殺対策事業	20
	3) 市民生活相談課における取組	22
6	現状から見えてきた野洲市の課題	24
	1) 若年層の自殺について	24
	2) 高齢者の自殺について	24
	3) 生活困窮者について	25
	4) 心と体の健康づくりについて	25
<b>第3章</b>	<b>基本的な考え方</b>	<b>26</b>
	1 自殺対策の基本認識	26
	2 基本理念	26
	3 基本方針	27
	4 施策の体系	29
<b>第4章</b>	<b>野洲市の自殺対策における取組</b>	<b>31</b>
	1 基本施策	31
	1) 地域におけるネットワークの強化	31
	2) 自殺対策を支える人材の育成	34
	3) 市民への啓発と周知	36
	4) ハイリスク状況にある方への支援	39
	5) 児童生徒への支援の強化	43
	2 重点施策	45
	1) 高齢者への支援の強化	45
	2) 若年層への支援の強化	49
	3) 生活困窮者への支援の拡充	52
	4) 市民への心の健康づくり	55
	3 生きる支援の関連施策	57
<b>第5章</b>	<b>自殺対策の推進体制</b>	<b>65</b>
<b>&lt;参考&gt;</b>	<b>資料編</b>	<b>67</b>

# 第1章 計画策定の趣旨等

## 1 計画策定の趣旨 .....

我が国の自殺者数は平成10年に急増し、3万人を超え、その後も3万人前後の高い水準で推移してきたことから、自殺は深刻な社会問題となりました。そこで、平成18年に自殺対策基本法（平成18年法律第85号）が制定され、さらに平成19年6月には、政府が推進すべき自殺対策の指針として自殺総合対策大綱を策定し、政府の取組のみならず、地方公共団体、関係機関・団体、民間団体等による様々な取組を総合的に推進してきました。その結果、「個人の問題」とされてきた自殺が、「社会の問題」として広く認識されるようになり、自殺者数の年次推移は減少傾向にあるなど、着実に成果を上げています。

しかし、それでも自殺者数は毎年2万人を超え、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺による死亡率）も主要先進7カ国の中で最も高い状況がいまだに続いています。

自殺対策の一層の推進を図るため、平成28年に自殺対策基本法が改正され、自殺対策が生きることの包括的な支援として実施されるべきこと等が基本理念に明記されるとともに、都道府県自殺対策計画及び市町村自殺対策計画の策定が定められました。

自殺者の減少には、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざし、社会全体で「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことを通じて、総合的に推進することが重要です。

野洲市では、平成20年度に「野洲市ほほえみやす21健康プラン」を策定し、その中で心の健康づくりとして、様々な事業や健康を考える会でテーマに取り上げるなどの取組を進めています。また、平成21年度から「心といのちの相談」の専用電話を設置し、自殺リスク者への相談支援や、ゲートキーパー研修などの支援者の養成も行い、自殺対策を推進してきました。さらに、平成23年度より「野洲市市民生活総合支援推進委員会」を設置し、社会問題化している自殺、生活困窮、人権侵害などの市民生活に関する深刻な問題に対し、関係課などが連携し、協議を進め、これらの問題を解決するための積極的な施策の推進及び生活再建の支援を図っています。平成28年度には「野洲市くらし支えあい条例」を制定し、複合化・複雑化する相談に対し包括的・一体的な解決をめざし、地域社会の総合力を効果的に発揮できる仕組みを発展させてきました。

これらの背景を踏まえ、野洲市では「人と人が支えあう安心なまち」をめざし、「生きる支援」に関連する事業を市民・各関係団体・市職員が総動員して、全市的な取組として自殺対策を推進するため、この度「いのち支える野洲市自殺対策計画」を策定しました。本計画の実行を通して、「誰も自殺に追い込まれることがない野洲市」の実現をめざします。

## 2 計画の期間 .....

本計画の期間は、自殺総合対策大綱がおおむね5年を目処に見直しが行われることを踏まえ、平成31年度(2019年度)を初年度とし、平成35年度(2023年度)までの5年間とします。

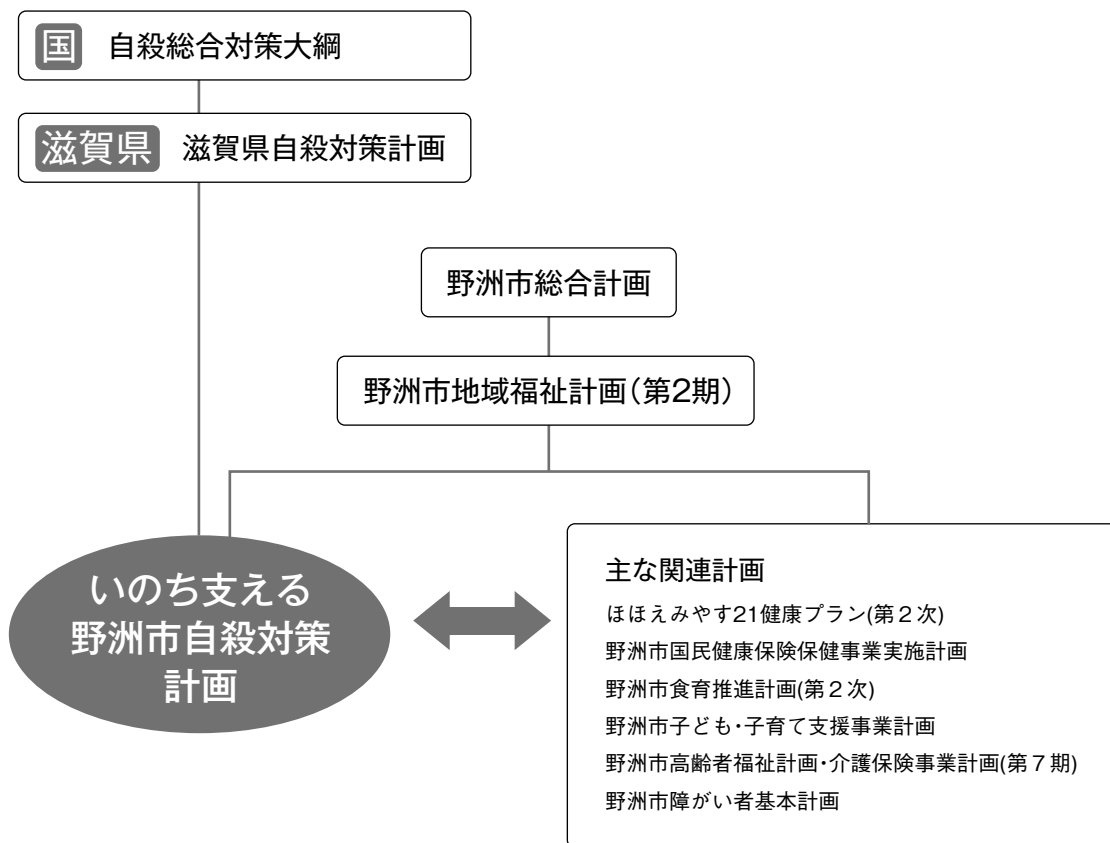
なお、本計画は、自殺対策基本法又は自殺総合対策大綱が見直された場合や、社会経済情勢の変化、自殺をめぐる諸情勢の変化、施策の推進状況や目標達成状況等を踏まえ、必要な見直しを行います。

## 3 計画の位置づけ .....

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に基づく市町村計画として策定するものです。国が策定した「自殺対策大綱」、及び滋賀県が平成29年度に策定した「滋賀県自殺対策計画」を踏まえた具体的な地方計画として位置づけます。

また、野洲市総合計画のもとに策定された第2期野洲市地域福祉計画を上位計画とし、「誰も自殺に追い込まれることのない野洲市」をめざして基本的事項を示し、推進に必要な方策を明らかにするものです。同時に、自殺予防に関連する既存の各種計画と整合性を図るものとしてします。

### 【各計画との関連体系】



## 4 計画の数値目標 .....

自殺対策基本法で示されているように、自殺対策を通じて最終的にめざすのは「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現です。その実現に向けて、対策を進めるうえでの具体的な数値目標等を定めるとともに、それらの取組がどのような効果をあげているか検証を行う必要があります。国は平成29年7月に閣議決定した「自殺総合対策大綱」の改正において、10年後の平成38年（2026年）までに人口10万人当たりの自殺者数（以下「自殺死亡率」という。）を平成27年と比べて30%以上減少させることを、自殺対策の目標として定めています。

こうした国の方針を踏まえながら、野洲市の自殺対策計画のめざすべき目標値としては、平成25年～29年の平均自殺死亡率15.7（年間平均自殺者数8人）を、平成35年（2023年）までの5年間で15%減少（10年間で30%減少目標の概ね半分）した「7人以下」をめざします。

### 【自殺対策を通して達成すべき当面の目標値】

	現状値 平成25～29年 （5ヵ年平均）	目標値 平成31～35年（2019～2023年） （5ヵ年平均）
自殺死亡率※ （人口10万対）	15.7	13.3 以下
年間平均自殺者数	8人	7人以下

※自殺死亡率とは、人口10万人当たりの自殺者数

※自殺者数及び自殺死亡率算出の元となる統計は、警察庁「自殺統計」（自殺日・住居地）により算出

## 5 数値目標を達成するための評価指標 .....

野洲市では、自殺対策とは「生きることの包括的な支援」であるとの基本方針（内容については27～28ページに内容を記載）から、既存事業を最大限に活かして、「生きる支援」に関連している事業に自殺対策の視点を加えた施策を本計画へ盛り込んでいます。個々の事業の実施が自殺の減少という「結果」となってすぐに現れるわけではないため、事業として適正であったかどうか、「自殺対策の取組」において掲げる「基本施策・重点施策」ごとに評価の指標を設け、評価・検証します。



## 6 策定体制 .....

既存の「野洲市市民生活総合支援推進委員会（自殺防止対策連絡部会）」（事務局 市民生活相談課、部会主管課は健康推進課）及び「自殺対策関係課会議」（事務局 健康推進課）と、新たに設置し、市民、関係機関、行政によって構成する「野洲市自殺対策計画策定委員会」（事務局 主：健康推進課、副：市民生活相談課）が連携し、自殺の実態や課題の認識と地域の社会資源等の情報について共有し、自殺対策に関する意見交換等を行いながら野洲市自殺対策計画を策定します。

（「野洲市自殺対策計画策定体制」は5ページに記載）

## 7 計画の評価 .....

本計画で目標を達成するためには、市民、関係機関などの理解と協力を得ながら着実に各施策の推進を図ることが重要です。施策の実施に当たっては、できるだけ数値化した指標を用いて計画の進捗状況が目に見えるように工夫します。毎年、野洲市市民生活総合支援推進委員会（自殺防止対策連絡部会）にて取組状況について協議し計画を推進していきます。

また、平成33年度（2021年度）は、中間評価を野洲市市民生活総合支援推進委員会（自殺防止対策連絡部会）と学識経験者等とともにを行い、平成35年度（2023年度）には、次期施策の推進に反映させるための総合的な評価を行います。

# <野洲市自殺対策計画策定体制>

## 野洲市市民生活総合支援推進委員会 (自殺防止対策連絡部会)

事務局：市民部市民生活相談課

\*自殺防止対策連絡部会の運営は  
健康福祉部健康推進課が主管

委員：31課(室)の市職員

### 政策調整部

(企画調整課)

### 総務部

(人事課・総務課・人権施策推進課・人権センター・  
市民交流センター・税務課・納税推進課)

### 市民部

(危機管理課・協働推進課・市民生活相談課)

### 健康福祉部

(社会福祉課・障がい者自立支援課・障がい者自立  
支援課地域生活支援室・発達支援センター・子育て  
家庭支援課・子育て家庭支援課家庭児童相談室・  
こども課・子育て支援センター・高齢福祉課・地域  
包括支援センター・健康推進課・保険年金課)

### 都市建設部

(住宅課)

### 環境経済部

(環境課・商工観光課)

### みず事業所

(上下水道課)

### 教育委員会事務局

(教育総務課・学校教育課・ふれあい教育相談セン  
ター・生涯学習スポーツ課)

## 野洲市自殺対策計画策定委員会

委員(20名以内)

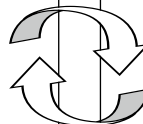
- ・学識経験者 1名
- ・守山野洲医師会 1名
- ・市内精神科病院(湖南病院) 1名
- ・守山野洲薬剤師会 1名
- ・滋賀弁護士会 1名
- ・守山警察署 1名
- ・湖南広域消防局東消防署 1名
- ・野洲市教育委員会校長会 1名
- ・守山野洲地区労働者福祉協議会 1名
- ・野洲市精神障がい者患者家族会 1名
- ・滋賀県断酒連絡会野洲断酒会 1名
- ・野洲市民生委員児童委員協議会 1名
- ・野洲市社会福祉協議会 1名
- ・草津保健所 1名
- ・公募委員 1名

### 【事務局】

主：健康福祉部健康推進課  
(野洲市市民生活総合支援推進委員会  
自殺防止対策連絡部会主管課)  
副：市民部市民生活相談課  
(野洲市市民生活総合支援推進委員会事務局)  
<必要時>自殺対策計画関係課  
オブザーバー：滋賀県精神保健福祉センター  
(滋賀県自殺対策推進センター)

情報共有

意見交換



意見

報告

### 自殺対策関係課会議

【野洲市市民生活総合支援推進委員会  
(自殺防止対策連絡部会)の中で自殺対策  
に関係が深いと考えられる関係課】

- 健康推進課<事務局>
- 自殺防止対策連絡部会関係課(随時)
  - ・人権施策推進課
  - ・市民生活相談課
  - ・社会福祉課
  - ・障がい者自立支援課
  - ・地域生活支援室
  - ・発達支援センター
  - ・こども課
  - ・子育て家庭支援課
  - ・家庭児童相談室
  - ・保険年金課
  - ・高齢福祉課
  - ・地域包括支援センター
  - ・商工観光課
  - ・学校教育課
  - ・その他関係課(必要時)

会議の目的：①自殺対策計画策定に係る関連事業  
の検討

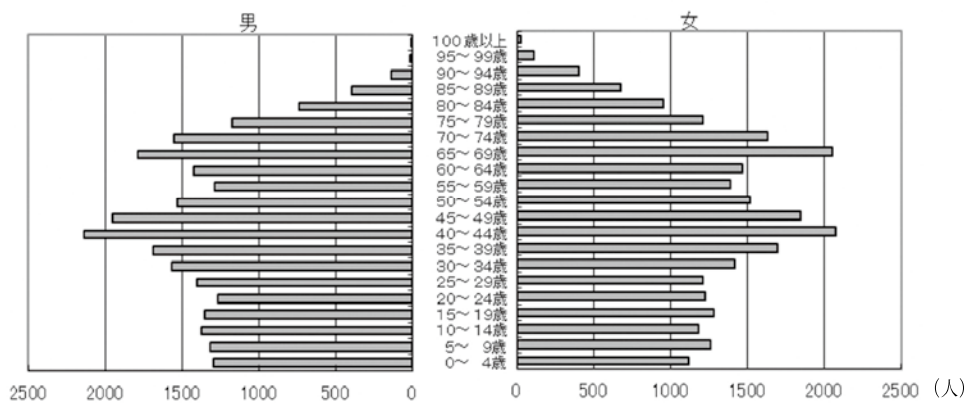
②計画策定後の関連事業に関する評価

# 第2章 野洲市の現状

## 1 人口静態

### 1) 年齢階級別人口構成

団塊世代を含む世代（65～69歳）とその子どもの世代（40～44歳）が多い型となっています。

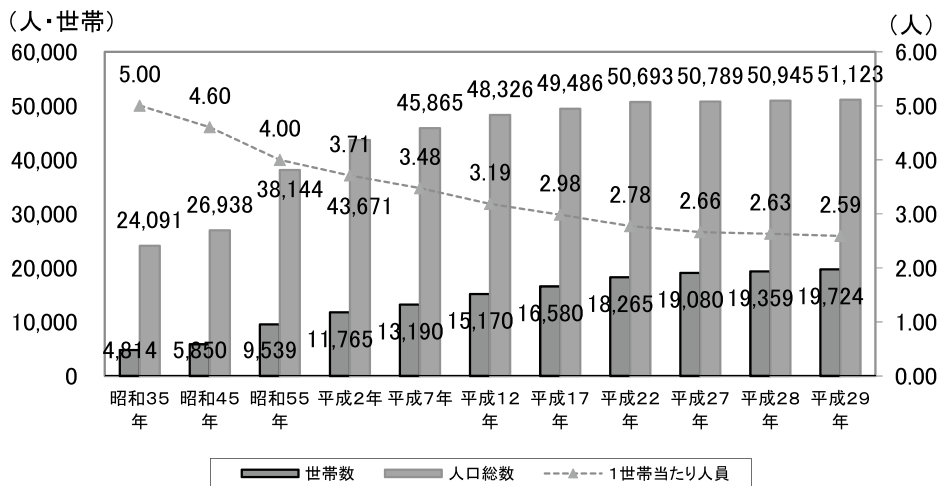


出典：野洲市住民基本台帳(平成29年10月1日現在)

### 2) 少子・高齢社会の進展

#### (1) 人口・世帯員数の推移

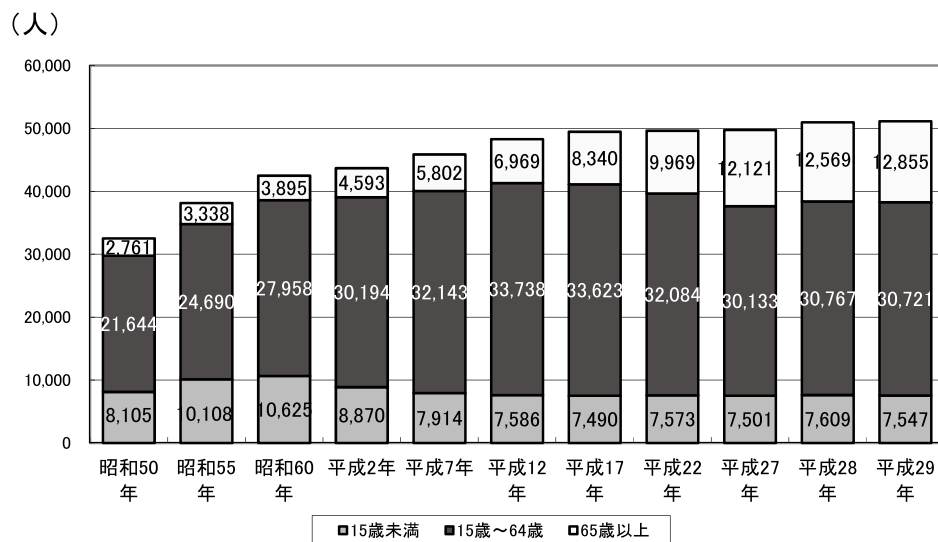
平成29年の人口は51,123人、世帯数は19,724世帯とともに緩やかな増加傾向にあります。1世帯当たりの世帯人員は年々減っており、平成29年には1世帯当たり2.59人となっています。



出典：国勢調査、野洲市住民基本台帳(平成29年10月1日現在)

## (2) 年齢階級別人口割合の推移

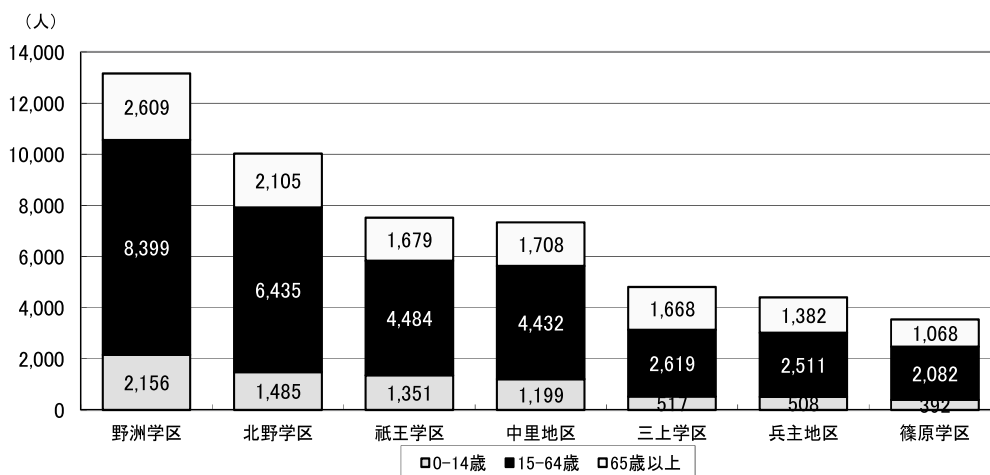
年少人口の割合、生産年齢人口の割合ともに減少の傾向にあり、高齢化が進展しています。



出典：国勢調査、野洲市住民基本台帳(平成29年10月1日現在)

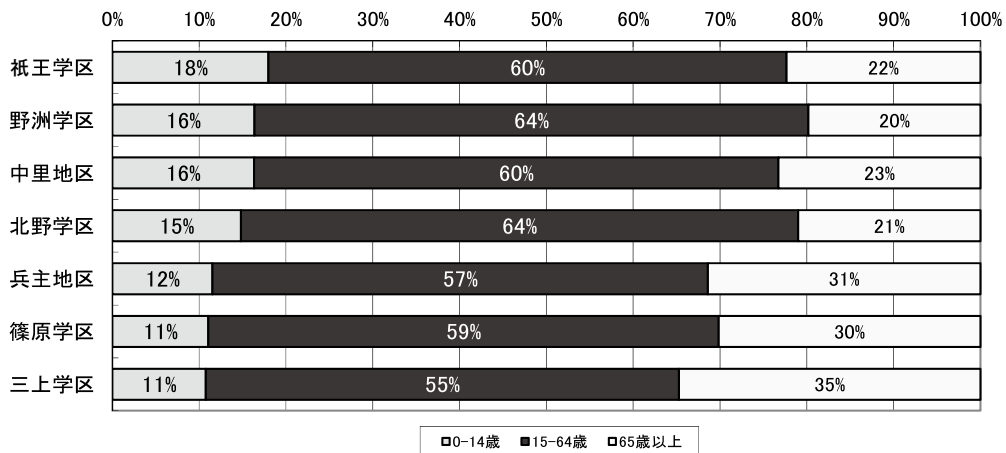
## (3) 学区別年齢別人口と割合

学区別年齢別人口は、JR野洲駅前の野洲学区の人口が最も多く、住宅地開発の進んでいる北野学区・祇王学区・中里地区で人口の上位を占めています。



出典：国勢調査、野洲市住民基本台帳(平成29年10月1日現在)

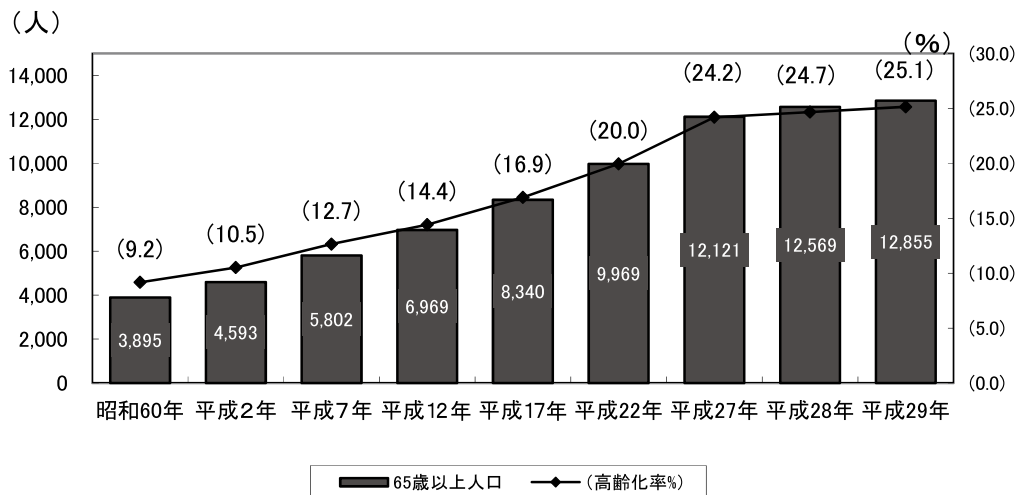
学区別年齢別割合で見ると、0～14歳の割合が15%以上であるのは野洲学区・北野学区・祇王学区・中里地区となっています。



出典：野洲市住民基本台帳(平成27年10月1日)

#### (4) 高齢者の状況

平成29年には高齢者数は12,855人、高齢化率25.1%であり、年々増加傾向にあります。



出典：国勢調査、野洲市住民基本台帳(平成29年10月1日現在)

## (5) 高齢者のいる世帯の状況

高齢者のいる世帯は、平成27年で7,647世帯となっており、一般世帯に対する比率は4割を超えており年々増加しています。高齢者のいる世帯の中でも、高齢者単身世帯と高齢者夫婦世帯は増加の割合が高くなっています。

### 【一般世帯数・高齢者のいる世帯数の推移】

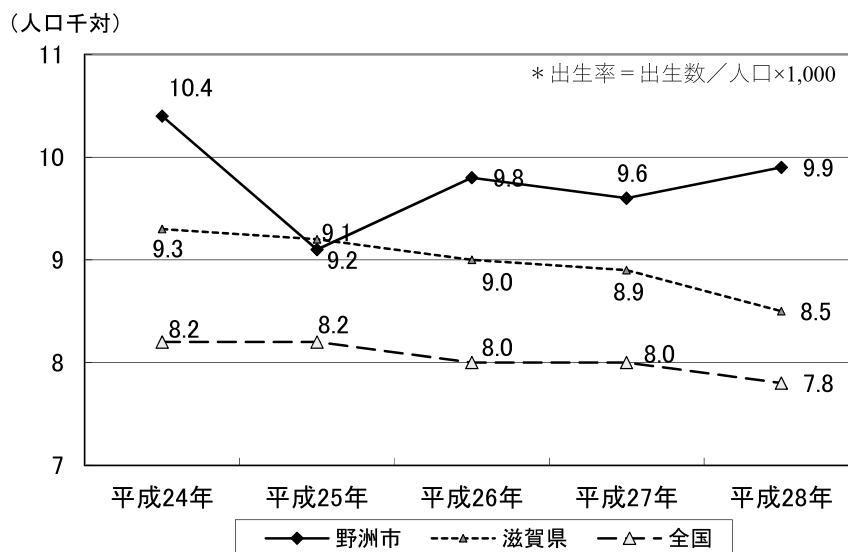
区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	全国 平成27年 (単位:千世帯)
一般世帯数	13,178	15,139	16,528	17,459	18,129	53,332
高齢者のいる世帯 (一般世帯に対する比率)	4,114 31.2%	4,789 31.6%	5,598 33.9%	6,554 37.5%	7,647 42.2%	21,713 40.7%
高齢者単身世帯 (高齢者のいる世帯に対する比率)	284 6.9%	428 8.9%	596 10.6%	857 13.1%	1,218 15.9%	5,928 27.3%
高齢者夫婦世帯 (高齢者のいる世帯に対する比率)	367 8.9%	582 12.2%	872 15.6%	1,728 26.4%	2,313 30.3%	6,420 29.6%
同居世帯 (高齢者のいる世帯に対する比率)	3,463 84.2%	3,779 78.9%	4,130 73.8%	3,969 60.6%	4,116 53.8%	9,365 43.1%

出典: 国勢調査、第7期野洲市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

## 2 人口動態

### 出生の状況

平成28年度の野洲市の出生率は9.9で、全国や滋賀県よりも高くなっています。



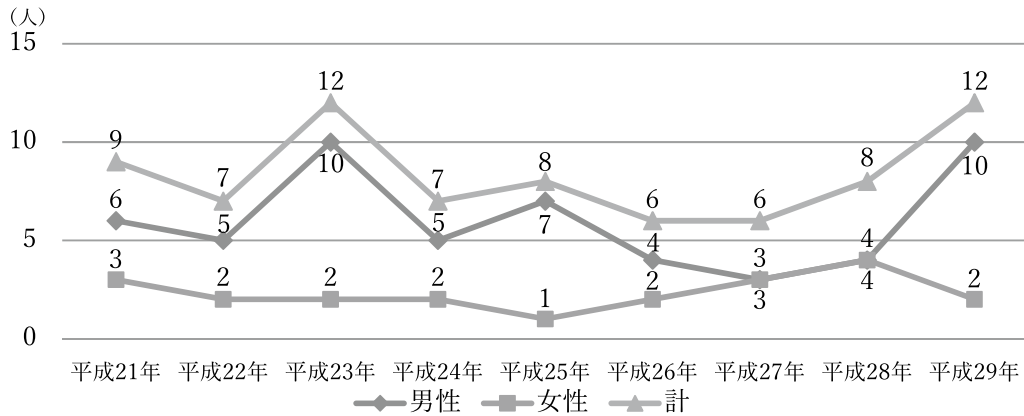
出典: 野洲市保健事業年報

### 3 自殺の現状

#### 1) 自殺者数と自殺死亡率の推移

##### (1) 自殺者数の推移

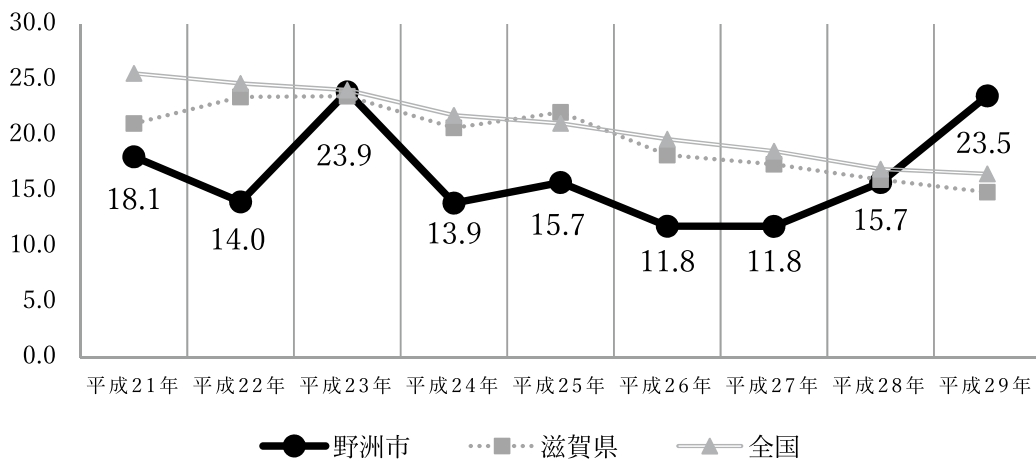
自殺者数は平成23年以降横ばいでしたが、平成29年は増加し12人となっています。



出典：厚生労働省「地域の自殺の基礎資料」

##### (2) 自殺死亡率の推移

本市の自殺死亡率は平成28年までは全国や滋賀県よりも低く、平成29年は23.5と全国、滋賀県よりも高くなっています。

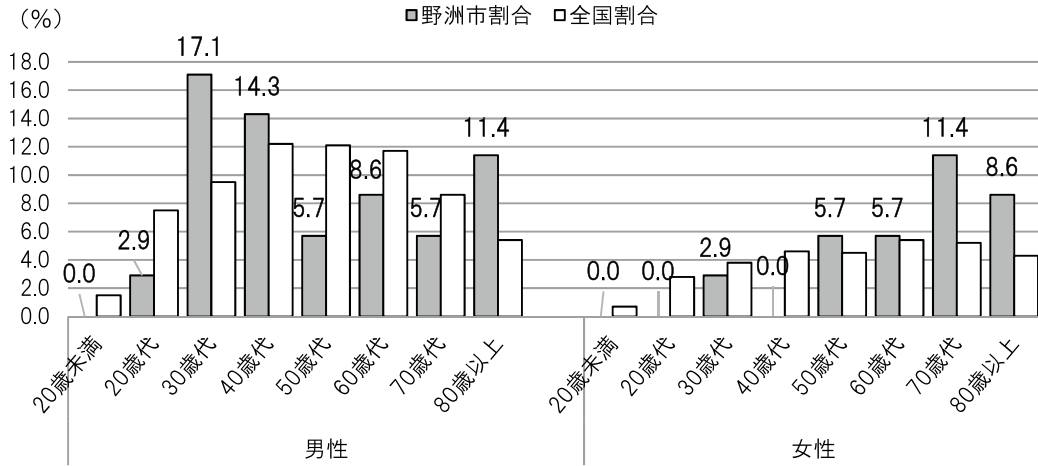


出典：厚生労働省「地域の自殺の基礎資料」

## 2) 性・年代別の自殺割合と自殺死亡率

### (1) 性・年代別の自殺者割合（平成 24～28 年）

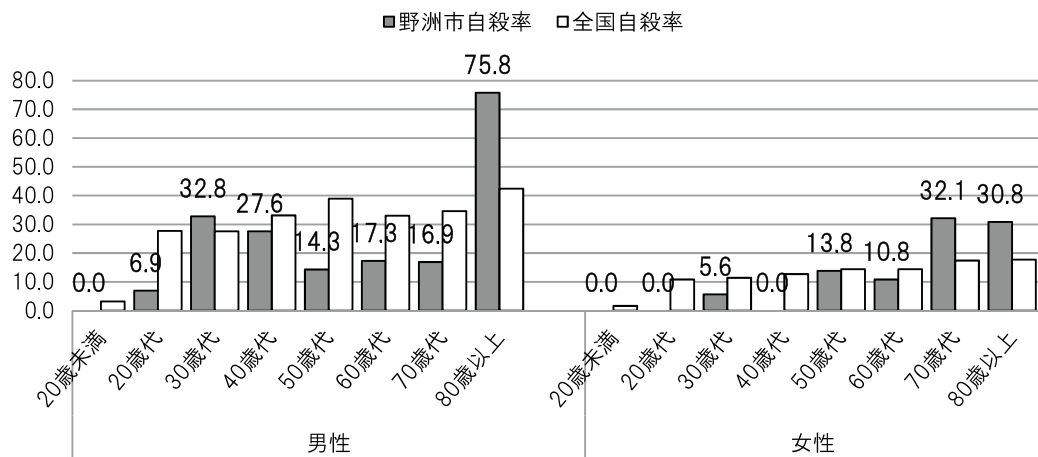
性・年代別の自殺者割合について全国と比較すると、男性は 30～40 代の働き盛り世代と 80 歳以上が、女性は 50 歳代以上、特に 70 歳代以上が高くなっています。



出典：地域自殺実態プロファイル(JSSCより提供)

### (2) 性・年代別の自殺死亡率（平成 24～28 年）

性・年代別の自殺死亡率を全国と比較すると、男性は 80 歳以上が 75.8 と高く、女性は 70 歳代が 32.1、80 歳以上が 30.8 と「高齢者」が高くなっています。



出典：地域自殺実態プロファイル(JSSCより提供)



### 3) 性・年代別にみた同居人の有無（平成 24～28 年）

自殺者のうち、「同居人なし」の人は、男性 3 人、女性 1 人で、「同居人あり」が男女ともに 8 割を超えています。

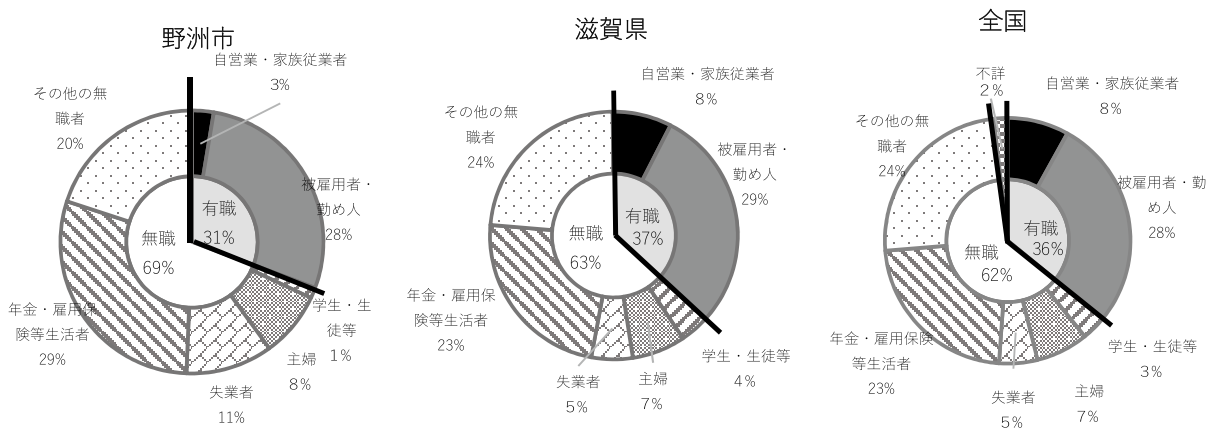
性別	年齢階級	同居人の有無（人数）	
		あり	なし
男性	20 歳未満	0	0
	20 歳代	1	0
	30 歳代	5	1
	40 歳代	4	1
	50 歳代	2	0
	60 歳代	3	0
	70 歳代	2	0
女性	80 歳以上	3	1
	20 歳未満	0	0
	20 歳代	0	0
	30 歳代	1	0
	40 歳代	0	0
	50 歳代	1	1
	60 歳代	2	0
70 歳代	4	0	
80 歳以上	3	0	
計		31 人 (88.6%)	4 人 (11.4%)
合計		35 人	

出典：地域自殺実態プロファイル(JSSCより提供)

### 4) 有職者と無職者の割合

#### (1) 有職者と無職者の割合とその内訳（平成 21～29 年）

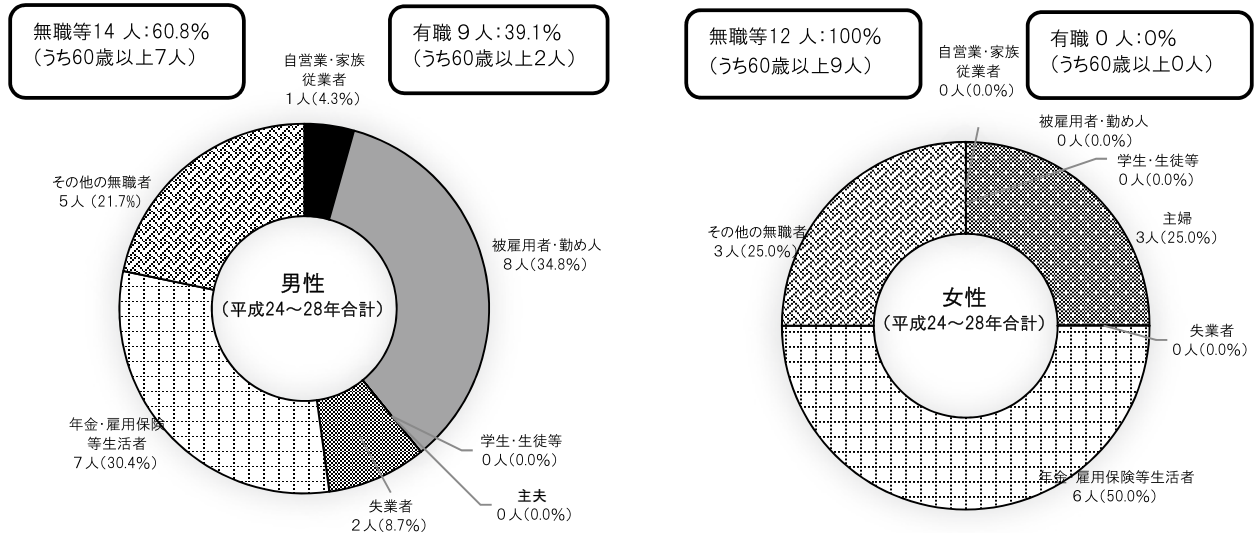
全国や滋賀県と比較して、「無職者」の割合が 69%と高くなっています。また、無職の内訳では全国や滋賀県と比較して、「年金・雇用保険等生活者」と「失業者」の割合が高くなっています。



出典：地域自殺実態プロファイル(JSSCより提供)

## (2) 性別にみた有職者と無職者の割合とその内訳 (平成24～28年)

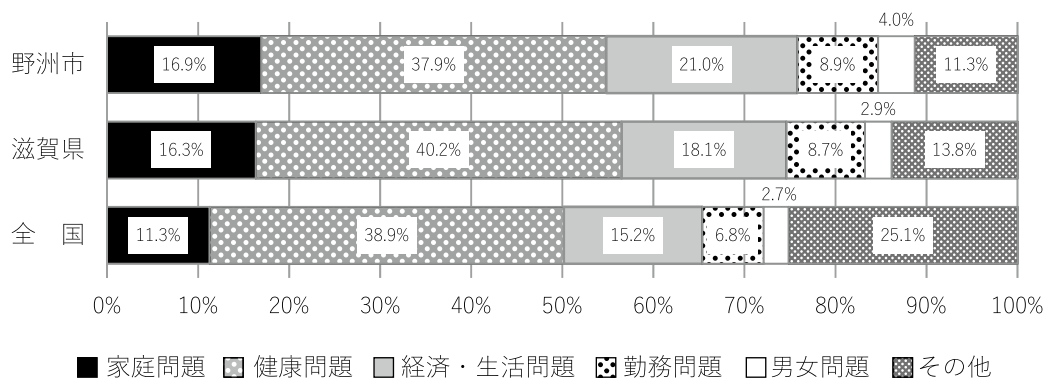
自殺者のうち、男性の無職者は約60%、女性の無職者は100%となっています。無職者の内訳では、男女とも「年金・雇用保険等生活者」、「その他の無職者」の順で多く、男性では、「失業者」が2人自殺で亡くなっていました



出典: 地域自殺実態プロファイル (JSSCより提供)

## 5) 自殺の原因・動機 (平成21～29年)

自殺の原因・動機については「健康問題」が一番多く、次に「経済・生活問題」、「家庭問題」の順で、全国や滋賀県と同様になっています。なお、自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、原因が健康問題 (精神保健上の問題) であっても、様々な要因が連鎖する事で起きています。

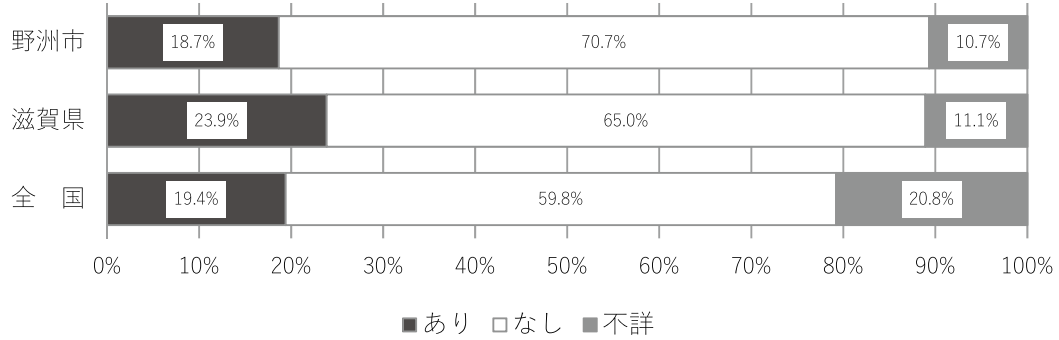


注) 遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を1人につき3つまで計上。

出典: 厚生労働省「地域の自殺の基礎資料」

## 6) 自殺者に占める自殺未遂歴の有無(平成21～29年)

全自殺者に占める自殺未遂歴「あり」の割合は18.7%で、全国や滋賀県より低くなっています。

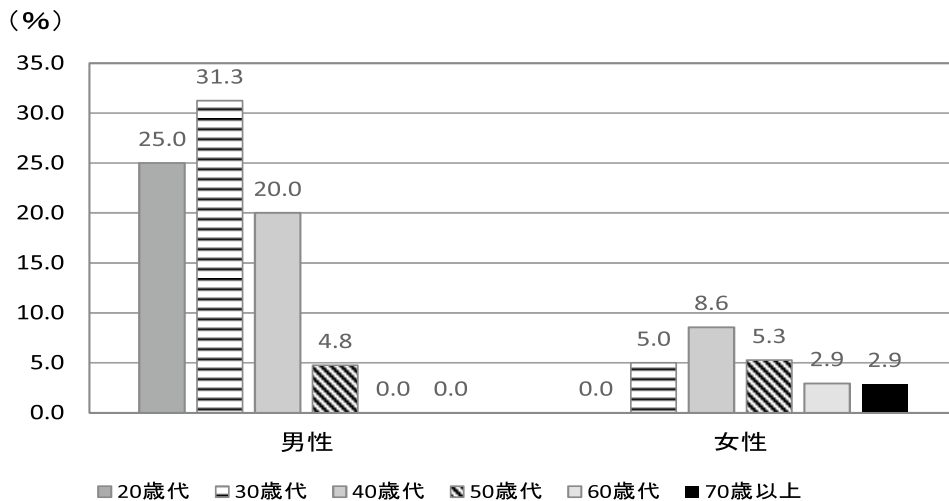


出典:厚生労働省「地域の自殺の基礎資料」

## 4 市民の健康状態

### 1) 朝食を週に4～5日以上食べない人の割合

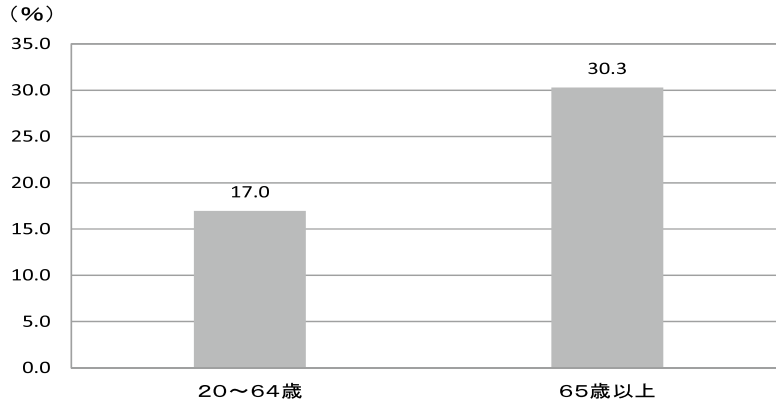
女性より男性の方が「朝食を食べない」人の割合が高くなっています。特に男性は若い年代ほど「朝食を食べない」人の割合が高くなっています。



出典:平成27年度「滋賀の健康・栄養マップ」調査(野洲市民のデータ)

## 2) 運動習慣者の割合

1日30分以上の運動を週2回、1年以上持続している、運動習慣者の割合は65歳以上が30.3%で、20～64歳の17.0%よりも高くなっています。



出典:平成27年度「滋賀の健康・栄養マップ」調査(野洲市民のデータ)

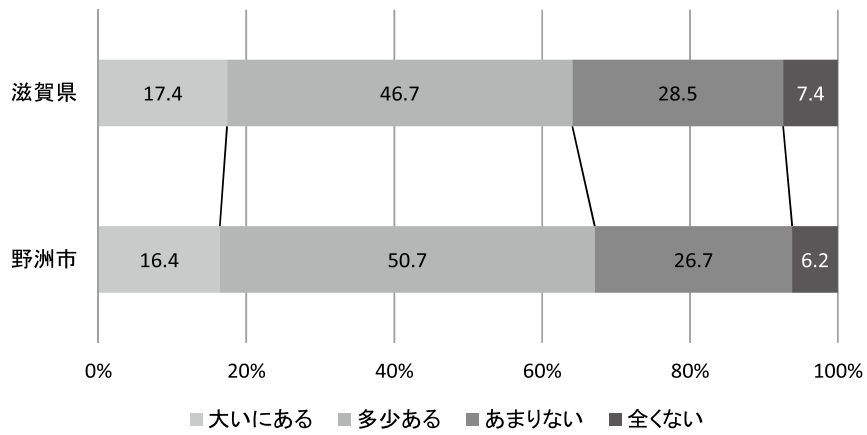
## 3) 心の健康

1か月間の不満・悩み・苦勞・ストレスの有無について、男性では「多少ある」と答えた人の割合は50.7%と、滋賀県より高くなっています。女性では、滋賀県と同じ傾向です。

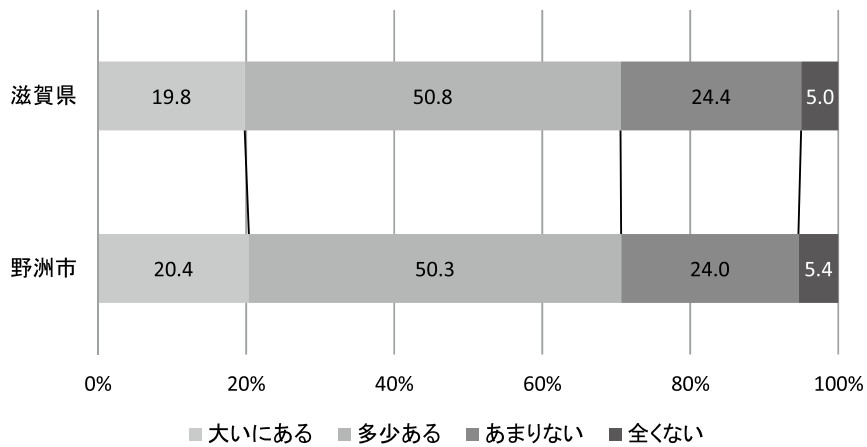
(%)

	男性		女性	
	野洲市	滋賀県	野洲市	滋賀県
大いにある	16.4	17.4	20.4	19.8
多少ある	50.7	46.7	50.3	50.8
あまりない	26.7	28.5	24.0	24.4
全くない	6.2	7.4	5.4	5.0

この1か月間に不満・悩み・苦勞・ストレスなどを感じましたか(男性)



この1か月間に不満・悩み・苦勞・ストレスなどを感じましたか(女性)



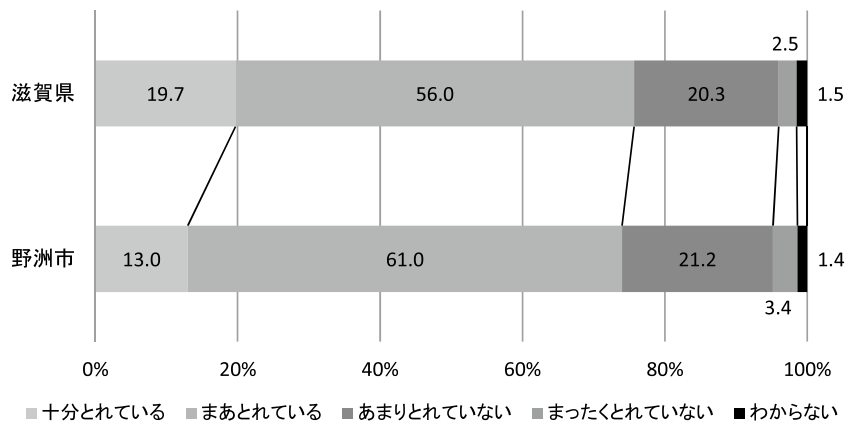
出典:平成27年度「滋賀の健康・栄養マップ」調査

#### 4) 睡眠による休養の程度について

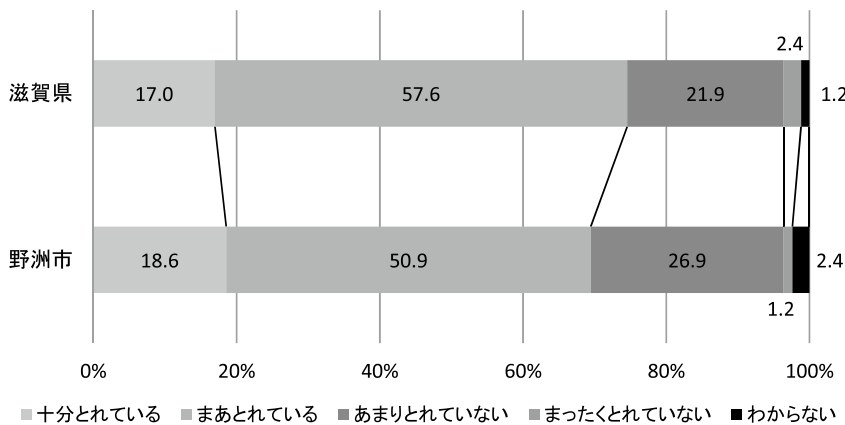
男性では、滋賀県と比べて「十分とれている」の割合が13.0%と低くなっています。女性では、滋賀県と比べて「あまりとれていない」の割合が26.9%と高くなっています。

	男性		女性	
	野洲市	滋賀県	野洲市	滋賀県
十分とれている	13.0	19.7	18.6	17.0
まあとれている	61.0	56.0	50.9	57.6
あまりとれていない	21.2	20.3	26.9	21.9
まったくとれていない	3.4	2.5	1.2	2.4
わからない	1.4	1.5	2.4	1.2

普段の睡眠で休養が十分とれているか(男性)



普段の睡眠で休養が十分とれているか(女性)



出典:平成27年度「滋賀の健康・栄養マップ」調査

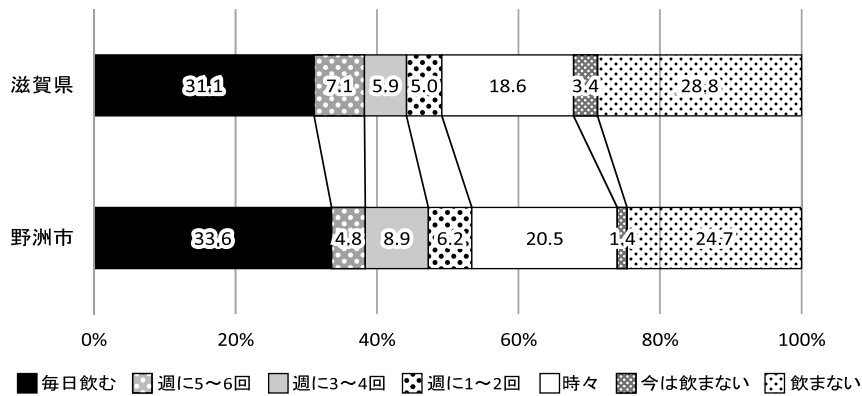
## 5) 飲酒について

男性では、33.6%が毎日飲酒すると答えており、滋賀県と比べて高くなっています。また、飲酒しない人の割合は、26.1%で約4人に1人となっています。女性では、4.8%が毎日飲酒すると答えています。

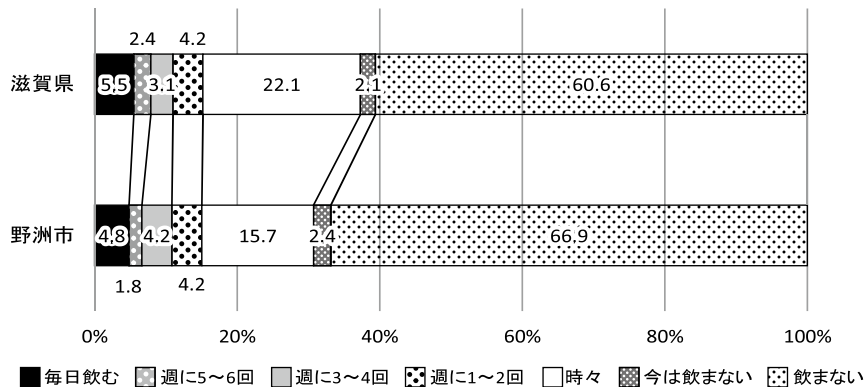
(%)

	男性		女性	
	野洲市	滋賀県	野洲市	滋賀県
毎日飲む	33.6	31.1	4.8	5.5
週に5～6回	4.8	7.1	1.8	2.4
週に3～4回	8.9	5.9	4.2	3.1
週に1～2回	6.2	5.0	4.2	4.2
時々	20.5	18.6	15.7	22.1
今は飲まない	1.4	3.4	2.4	2.1
飲まない	24.7	28.8	66.9	60.6

アルコールを飲む頻度(男性)



アルコールを飲む頻度(女性)



出典:平成27年度「滋賀の健康・栄養マップ」調査

## 6) 高齢者の健康

### (1) 要支援・要介護認定者の状況

要支援・要介護認定者数は、平成28年に2,186人で年々増加しています。介護度別で見ると、要支援1の伸びが最も大きく、次いで、要介護1、要介護3が大きくなっています。認定率は、わずかに増加傾向にあり、平成28年で17.3%となっています。

#### 【要支援・要介護度別認定者数の推移】

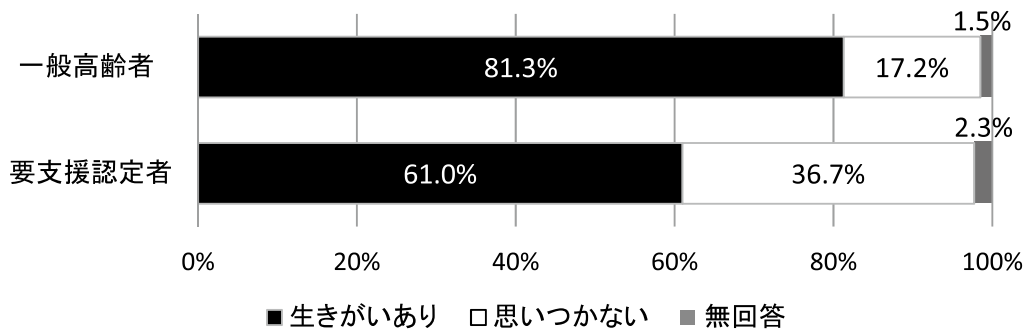
単位：人

区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	24→28年 増減率
要支援1	190	226	268	309	332	74.7%
要支援2	228	225	219	221	226	-0.9%
要介護1	367	406	440	466	499	36.0%
要介護2	385	375	372	381	402	4.4%
要介護3	222	257	301	322	302	36.0%
要介護4	220	235	230	234	264	20.0%
要介護5	201	193	195	175	161	-19.9%
合計	1,813	1,917	2,025	2,108	2,186	20.6%
認定率	16.9%	17.1%	17.0%	17.2%	17.3%	

出典：介護保険事業状況報告（各年10月末現在）

### (2) 高齢者の生きがいを感じる時

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査において、高齢者の生きがいの有無をみると「生きがいあり」の割合は、一般で81.3%、要支援認定者で61.0%となっています。



出典：第7期野州市高齢者福祉計画・介護保険事業計画



## 5 これまでの自殺対策の取組 .....

### 1) 心の健康づくり事業

#### (1) 啓発活動

- ①市民や関係者を対象にした、心の健康づくりやうつ病の予防や早期対応・支援のあり方等に関する講演会や研修会の開催による啓発を行う。
- ②関係団体、地区組織、健康づくりグループ（民生委員・児童委員、健康推進員、健康を考える会委員、老人クラブ、高齢者ふれあいサロン等）への健康教室等による啓発を行う。
- ③健康サロンや母子保健事業等の既存事業における啓発を行う。
- ④市広報やホームページへの掲載

#### (2) 心とからだの健康相談

- ①「心とからだの健康相談」（野洲市健康福祉センター、金曜日午後）  
保健師・管理栄養士・精神保健福祉士による心とからだの個別相談（アルコール相談を含む。）
- ②「健康サロン」（市内各コミュニティセンター等、毎月1回）  
個別相談と健康をテーマとした懇談
- ③その他、電話、面談、訪問等による随時相談

#### (3) 野洲市ほほえみやす 21 健康プラン

- ①市民の健康づくりのための6つの領域（栄養・運動・歯・タバコ・健診・心）のひとつの「心」のテーマで、個人・家庭・地域・行政による主体的な心の健康づくりへの取組
- ②地域ぐるみの取組として、健康を考える会各地域での活動

### 2) 自殺対策事業

#### (1) 自殺予防ゲートキーパー研修

自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守ることができる人材育成を行う。

<対象者>市役所職員、民生委員・児童委員、健康推進員、介護支援専門員、老人クラブ会員等を対象に養成講座を開催

#### (2) 相談事業

- ①「心といのちの相談」専用電話による電話相談（月～金、9：00～17：00）
- ②心とからだの健康相談  
（金曜日午後、予約制 予約電話受付：月～金、8：30～17：15）
- ③断酒会と連携した多量飲酒者への相談支援（断酒相談：金曜日午後）
- ④野洲市精神障がい者患者家族会によるサロン活動（毎月第1日曜日午後）

### (3) 普及啓発事業

- ①自殺予防週間（9月10日～16日）や自殺対策強化月間（3月）にあわせた周知を行う。（市広報への掲載、図書館等でのポスターやパネル展示、啓発物品の配布等）
- ②普及啓発資料（リーフレット等の啓発物品）の配布を行う。
  - ・関係者会議・研修会・イベント等での配布
  - ・市内関係機関・施設での設置
  - ・市内事業所(127事業所)へ企業内人権啓発推進班員訪問時に配布(平成29年度)
- ③自殺防止対策・生活困窮自立支援シンポジウムの開催を行う。  
(市民生活相談課と健康推進課が協働で開催)

### (4) 自殺未遂者支援事業（「湖南いのちサポート相談事業」）

湖南圏域（草津市・守山市・栗東市・野洲市）の救急告示病院を受診した自殺未遂者やその家族に対して保健師や精神保健福祉士が面談や訪問による相談支援を行い、再企図を防止する。（実施主体は県）

<関係機関>県自殺対策推進センター、草津保健所、圏域内6救急告示病院、4市その他関係機関

#### 野洲市の支援対象者の内訳（平成26年8月～平成30年3月末）

(人)

年代	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	計
男性	2	4	—	—	—	—	4	—	10
女性	1	2	1	1	—	2	1	—	8
計	3	6	1	1	—	2	5	—	18
割合	16.6%	33.3%	5.6%	5.6%	0.0%	11.1%	27.8%	0.0%	100.0%

### (5) 計画策定実態調査事業

- ①量的実態把握：国からの「地域自殺実態プロファイル」や「警察統計」や人口動態調査の「死亡小票」から、野洲市の自殺実態の分析を行う。
- ②質的実態把握：高齢者の死亡者が多い特徴を踏まえ、地域包括支援センターに高齢者の自殺についてヒアリングを行う。

### 3) 市民生活相談課における取組

市民生活相談課は、市民生活にかかわる総合的な相談窓口として市役所内に位置づけています。生活困窮者支援、消費生活相談や法律相談等の各種相談業務を集約する一方で、どこの窓口で相談していいかわからない等の市民からの苦情や問い合わせなどを受け付けて適切に所管課につなぐなど、第1相談受付としての役割も担っています。

#### (1) 生活困窮者相談（生活困窮者自立支援法）

##### ①自立相談支援事業

生活に困りごとや不安を抱えている市民に対し、相談支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行う。（平成29年度の新規相談数：222人）

##### ②住居確保給付金

離職などにより住居を失った方、又は失うおそれの高い方に対し、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給する制度で、生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行う。

##### ③家計改善支援事業

家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関のつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、早期の生活再生に向けて支援を行う。

##### ④学習支援事業（やすクール：YaSchool）

生活困窮世帯の中学生を対象に、学習支援や日常的な生活習慣、進学等に関する支援を行うため、学習ボランティアの協力を得て、毎週水曜日の夜間にコミュニティセンターやすを活用し実施している。また、やすクールの卒業生に対し、学校や進路等の悩みを聞くなどの高校中退防止の支援も行う。

##### ⑤多機関の協働による包括的支援体制構築事業

現状では適切なサービスを受けることができない様々な対象者を捉え、いわゆる「たらい回し」といった事態が生じないように、包括的に受け止めるための相談体制の構築を図る。

##### ⑥就労支援（やすワーク）

市役所内にハローワーク機能を有する「やすワーク」を常設しており、このやすワークとハローワークとの連携により就職ナビゲータによる就職情報の提供や紹介状の発行などの就労支援と、市役所相談員による生活支援を一体的に行う。個室で完全予約制の落ち着いた環境で、履歴書作成や面接練習など含めた就労相談を行う。

#### (2) 消費生活相談（契約トラブル、多重債務相談など）

契約トラブルや多重債務などの複雑化する相談に対し、野洲市くらし支えあい条例を適切に運用し、悪質商法等の消費者被害の解決及び未然・拡大防止を推進する。

### **(3) 法律相談（弁護士会、司法書士会）**

相続・登記・不動産・金銭・家庭問題など、弁護士及び司法書士による法律相談を市役所において無料で実施する。

### **(4) 地域に法律を届ける仕組みづくり事業**

弁護士及び司法書士による法律相談を住民が身近な地域で受けることができるように、市内7箇所のコミュニティセンター、北部合同庁舎において法律相談会を無料で開催する。

### **(5) 行政相談（総務省）**

主に国の事務に関する意見や苦情について行政相談委員（2名）による相談を行う。

### **(6) 税務相談**

国税（所得税、相続税など）に関して近畿税理士会員による無料の税務相談を行う。

### **(7) 行政書士相談**

遺言書、遺産分割協議書、契約書などの書類の作成に関して、滋賀県行政書士会会員による無料の相談を行う。

## 6 現状から見えてきた野洲市の課題 .....

野洲市の現状やこれまでの取組から明らかになった課題は、以下のとおりです。

### 1) 若年層の自殺について

#### 現状

- 平成 24 年から 28 年の年代別自殺者数では、男性は 30 歳代が 6 人と年代別自殺者の割合で最も高く、20 歳代も 1 人が自殺で亡くなっています。
- 女性は、若年層の自殺者は少ないですが、30 歳代の方が 1 人自殺で亡くなっています。
- 草津保健所とともに実施している自殺未遂者支援事業「湖南いのちサポート相談事業」では、平成 30 年 3 月末現在（野洲市）、男性では 10 歳代が 2 人、20 歳代が 4 人の合計 6 人が、女性では 10 歳代 1 人、20 歳代 2 人、30 歳代 1 人の合計 4 人の方の相談支援を行いました。

#### 課題

全国同様に野洲市でも男女とも若年層の自殺者が続いています。若年層の自殺は、家族や周囲にも大きな悲しみや困難さをもたらし、社会全体にも大きな損失となります。野洲市における若年層の自殺の要因の詳細は、十分に明らかになっていません。自殺未遂をした方などのハイリスクのある方の支援をするとともに、相談窓口の周知、SOS の出し方への支援、若年層に関わる支援者への研修などを実施し、若年層が自殺に追い込まれることのない野洲市をめざしていく必要があります。

### 2) 高齢者の自殺について

#### 現状

- 平成 24 年から 28 年の年代別自殺者数は、男性は 70 歳以上が 6 人、女性が 7 人の合計 13 人と多く、そのうち 12 人が家族と同居していました。
- 全年代において自殺の原因動機は「健康問題」が最も多くなっています。
- 野洲市では、高齢化が進み要介護認定者数も平成 28 年は 2,186 人と年々増加しています。
- 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査において、要支援認定者のうち、生きがいがあると答えた人は 61.0% で一般高齢者の 81.3% に比べて低くなっています。
- 健康推進課が実施した地域包括支援センター職員や関係者からの聞き取りから、配偶者をはじめとした家族との死別や離別、身体疾患等をきっかけに、孤立や介護、生活困窮等の複数の問題を抱えがちであることがわかっています。

#### 課題

野洲市では、高齢化が進んできており高齢者の自殺も今後増えていくことが懸念されます。高齢者が自殺に追い込まれることのないように、啓発活動を行うとともに、要支援、要介護状態となっても社会とのつながりがあり、生きがいを持てるようなまちづくりを行っていく必要があります。また、高齢者で自殺された方は、家族や支援者がいても自殺があっ

たことから、家族や支援者に対する相談・支援を行い、高齢者の自殺予防を進めていく必要があります。

### 3) 生活困窮者について

#### 現状

- 平成 24 年から 28 年の自殺者のうち、男性は 14 人 (60.8%)、女性は 12 人 (100%) が無職等で仕事を有していませんでした。無職者の年齢での内訳は、男性 14 人のうち 60 歳以上が 7 人、女性は 12 人のうち 9 人が 60 歳以上でした。
- 平成 21 年から 29 年の自殺者の原因・動機別では 21.0%に経済・生活問題がありました。
- 野洲市では、生活困窮者相談を実施しており、平成 29 年度には新規の相談対応を 222 件行い、前年度より件数は増えています。

#### 課題

現状から、自殺した人は生活困窮者が多かったことが推察されます。また、野洲市で実施している生活困窮者相談も依然として多いことから、今後も生活困窮者対策を進めていく必要があります。

### 4) 心と体の健康づくりについて

#### 現状

- 1 か月間の不満・悩み・苦勞・ストレスの有無について、男性では「大いにある」が 16.4%「多少ある」が 50.7%、女性では「大いにある」が 20.4%、「多少ある」が 50.3%と高くなっています。
- 運動について、1 日 30 分以上の運動を週 2 回、1 年以上持続している、運動習慣者の割合は 20～64 歳で 17.0%と 65 歳以上で 30.3%となっています。
- 睡眠について、男女とも 2 割以上の人が必要な睡眠がとれていないと感じています。

#### 課題

市民の多くの人々が不満・悩み・苦勞・ストレスを抱えていること、睡眠が不足していると感じている人がいること、運動習慣がついていない人が多くいることから、市民の心身の健康づくりを推進していく必要があります。

# 第3章 基本的な考え方

## 1 自殺対策の基本認識 .....

自殺総合対策大綱では、自殺に対する基本認識が明らかにされています。野洲市における自殺対策については、市の自殺の現状と課題等を踏まえ、次に掲げる基本認識に基づいて取り組めます。

### 【1】自殺は誰にでも起こり得る問題である

多くの人にとって、自殺とは、自分には関係がない「個人の問題」と考えられがちですが、実際は当人のみでなく、家族や友人等、周りの人が当事者となる可能性があり、誰にでも起こり得る問題であることを認識する必要があります。

### 【2】自殺は、その多くが追い込まれた末の死である

自殺は、その多くが様々な悩みが原因で心理的に追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ってしまった、「追い込まれた末の死」であるということを認識する必要があります。

### 【3】自殺は、その多くが防ぐことができる社会的な問題である

自殺の背景や原因となる様々な要因のうち、失業、倒産、多重債務、長時間労働等の社会的要因については、相談・支援体制の整備等、社会的な取組により、また、自殺に至る前のうつ病等の精神疾患については、専門家への相談や適切な治療により、多くの自殺は防ぐことができるということを認識する必要があります。

### 【4】自殺を考えている人は、何らかのサインを発していることが多い

死にたいと考えている人も、心の中では「生きたい」という気持ちとの間で激しく揺れ動いており、不眠や原因不明の体調不良等、自殺の危険を示すサインを発していることが多いとされています。自殺の危険を示すサインに気づくことで自殺予防につなげることができることを認識する必要があります。

## 2 基本理念 .....

誰も自殺に追い込まれることのない「人と人が支えあう安心なまち」の実現

### 3 基本方針 .....

平成 29 年 7 月に閣議決定された自殺総合対策大綱では、自殺総合対策の基本方針として、以下の 5 点が掲げられており、野洲市の実態に応じた計画づくりを行います。

#### 1) 生きることの包括的な支援として推進

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに自殺リスクが高まります。

そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。自殺防止や遺族支援といった狭義の自殺対策だけでなく、「生きる支援」に関する地域のあらゆる取組を総動員して、まさに「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

#### 2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにして自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、ひきこもり等、関連の分野においても同様の連携の取組が展開されています。連携の効果を更に高めるため、そうした様々な分野の生きる支援にあたる人々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

#### 3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

自殺対策は、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」、それぞれにおいて強力的に、かつ、それらを総合的に推進することが重要です。これは、住民の暮らしの場を原点としつつ、「様々な分野の対人支援を強化すること」と、「対人支援の強化等に必要な地域連携を促進すること」、更に「地域連携の促進等に必要な社会制度を整備すること」を一体的なものとして連動して行っていくという考え方（三階層自殺対策連動モデル）です。

また、時系列的な対応としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」の、それぞれの段階において施策を講じる必要があります。

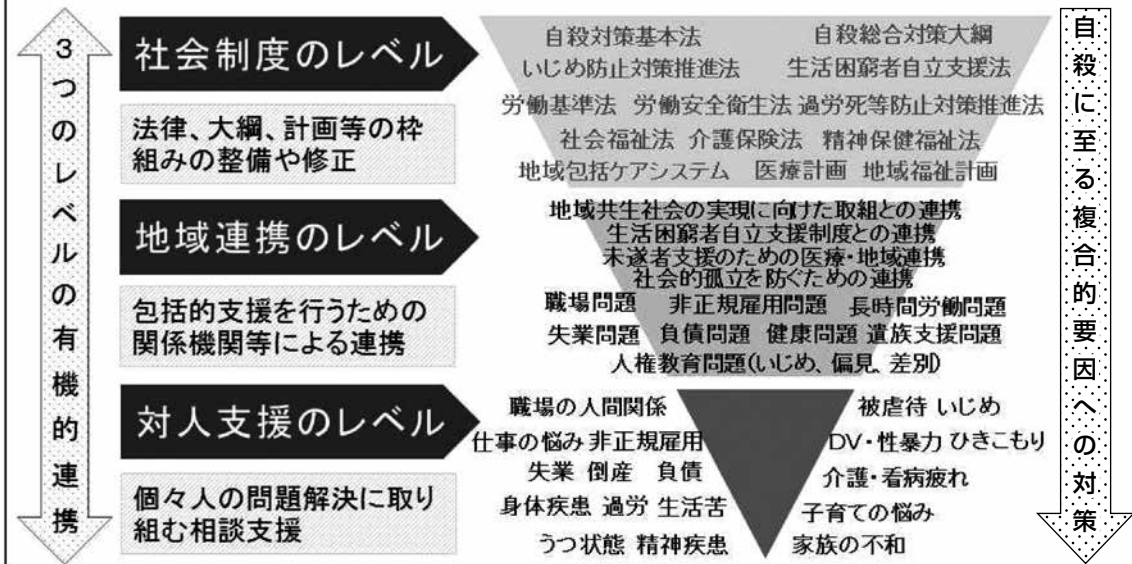
加えて、「自殺の事前対応の更に前段階での取組」として、学校において、児童生徒等を対象とした、いわゆる「SOSの出し方に関する教育」を推進することも重要とされます。



# 三階層自殺対策連動モデル(TISモデル)

(Three-Level Model of Interconnecting Suicide Countermeasures)

**TISモデル** → 社会制度、地域連携、対人支援の3つのレベルの有機的連動による、総合的な自殺対策の推進



出典：自殺総合対策推進センター、2017年

## 4) 実践と啓発を両輪として推進

自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が周囲の人には理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発を行うことが重要です。

あらゆる市民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早期に気づき、精神科医等の専門家につなぐとともに、そうした専門家の指導を受けながら見守っていき、広報活動、教育活動等に取り組んでいくことが必要です。

## 5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、市だけではなく、国や県、関係団体、民間団体、企業、そして市民が、連携・協働して自殺対策を総合的に推進することが必要です。

「誰も自殺に追い込まれることのない野洲市」をめざすには、国・県・市だけでなく、この地域社会で暮らす一人ひとりが、主体的に、それぞれができる自殺対策に取り組むことが重要です。

## 4 施策の体系 .....

国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、すべての市町村が共通して取り組むべきとされている「基本施策」と、野洲市の自殺の実態を踏まえてまとめた「重点施策」、「生きる支援の関連施策」から構成されています。

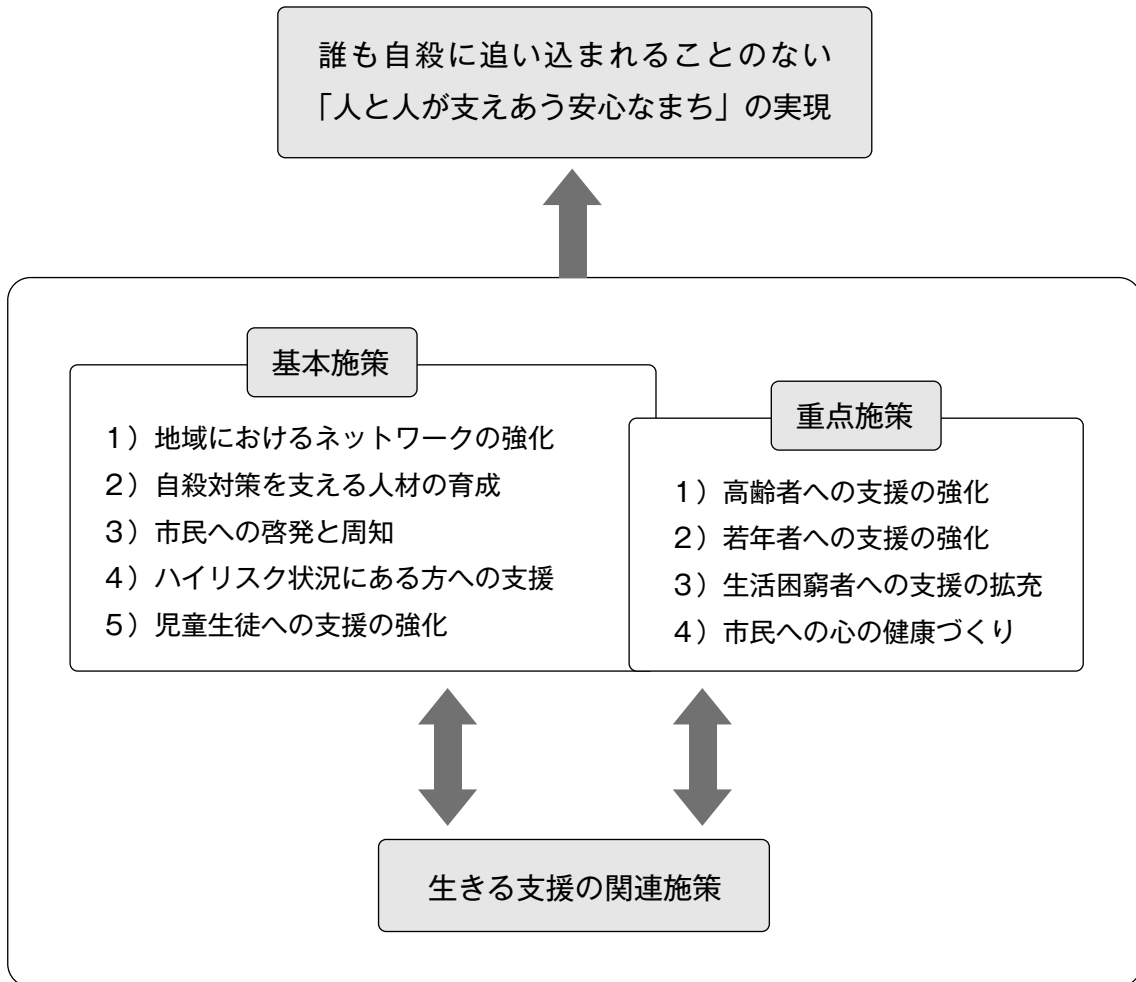
「基本施策」は、「地域におけるネットワークの強化」や「自殺対策を支える人材の育成」等、地域で自殺対策を推進していく際の基盤となる取組です。そのため、「事前対応」「危機対応」「事後対応」のすべての段階に及び、分野的にも「実践」と「啓発」の両方を網羅した幅広い内容になっています。

「重点施策」は、野洲市における自殺のハイリスク層である若年層と高齢者と、生活困窮問題に焦点を絞り、取組をまとめています。それぞれの対象に関わる様々な施策を結集させることで、一体的かつ包括的な施策群となっています。さらに、野洲市では、特にいきいきと自分らしく、健やかな生活をめざした取組を「市民への心の健康づくり」として位置づけ、市民が主体的に実践する健康づくりを基盤とした野洲市ほほえみやす 21 健康プラン(第2次)と連動しながら積極的に展開していきます。

「生きる支援の関連施策」は、野洲市において既に行われている様々な事業を「生きることの包括的な支援」としての視点から捉え直し、「基本施策」や「重点施策」で掲げられた事業と連携させて推進していけるようまとめたものです。

また、野洲市の事業に加えて関係機関や地域の民間団体の取組も本計画に掲載しています。このように施策の体系を定め、かつ、野洲市の事業だけでなく、様々な関係機関、地域の民間団体とも連携することで、野洲市の自殺対策を「生きることの包括的な支援」として地域全体で推進していきます。

## 【野洲市の自殺対策の施策体系】



## 第4章

# 野洲市の自殺対策における取組

## 1 基本施策 .....

基本施策とは、地域で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基礎的な取組、すなわち「地域におけるネットワークの強化」「自殺対策を支える人材の育成」「市民への啓発と周知」「ハイリスク状況にある方への支援」「児童生徒への支援の強化」の5つです。

これらの施策それぞれを強力に、かつ連動させて総合的に推進することで、野洲市における自殺対策の基盤を強化します。

### 1) 地域におけるネットワークの強化

自殺は、経済・生活問題、健康問題、学校や職場の問題など様々な要因が関係しています。これらの問題に適切に対応するためには、多様な関係者が連携し包括的に取り組むことが重要です。

#### (1) 地域におけるネットワークの構築と連携の強化

地域の自殺対策に係るネットワークを強化し、それぞれの機関が果たすべき役割を明確化した上で、相互の連携・協働を図ります。

##### ①野洲市市民生活総合支援推進委員会（自殺防止対策連絡部会）の開催

野洲市では、すでに野洲市市民生活総合支援推進委員会を設置し、定期及び必要に応じ会議を開催して、横断的な連携を強化し、どこに相談しても適切な相談場所につながり支援を行っています。今後も自殺、生活困窮、人権侵害等の市民生活に関する深刻な問題に対し、問題を解決するためさらに連携を強化し、実効性のある施策を推進します。

また、野洲市市民生活総合支援推進委員会の中に、自殺防止対策連絡部会を設置し、関係機関と緊密な連携を図り、自殺対策を総合的かつ効果的に推進します。（市民生活相談課、健康推進課）

##### ②自立相談支援事業の推進

経済的困窮、地域社会からの孤立その他の生活上の諸課題を抱える市民に対して、市役所の総合力で相談者の発見から生活再建支援を行います。また、生活困窮状態からの脱却・自立をめざす地域の仕組みづくりを強化します。（市民生活相談課）

### ③野洲市支援調整会議の開催

個人情報の共有が可能となる支援会議を活用し、自殺未遂を行ったハイリスクな市民を始めとする生活困窮者の個人情報を支援調整会議で共有することで、関係機関と連携し、効果的な見守りや支援を実施します。(市民生活相談課)

### ④多機関の協働による包括的支援体制の強化

市民が安心して様々な悩みや困り事を相談できるよう、ワンストップで対応し、市民の相談を「丸ごと」受け止める場や機能をバックアップするため、世帯全体の複合化・複雑化した課題を包括的に受け止める総合的な相談支援体制を強化します。(市民生活相談課)

### ⑤関係機関の更なる連携強化に向けた研修等の実施

様々な分野における支援策の検討、連携を更に強化していくため、各分野の支援策や相談窓口の情報等について学ぶための研修会やシンポジウムを開催します。(市民生活相談課)

### ⑥見守りネットワーク等の活動強化・推進事業

特殊詐欺や悪質商法等の消費者被害から消費者を守るため、野洲市消費者安全確保地域協議会、野洲市見守りネットワーク、その他見守り等の活動の強化・推進に関する事業を行います。(市民生活相談課)

### ⑦高齢者の生活支援体制の整備

地域のNPO法人やボランティア等の多様なサービス提供主体と連携し、日常生活上の支援体制の充実・強化をします。(地域包括支援センター)

### ⑧湖南圏域自殺対策推進会議

湖南圏域における自殺や自殺未遂者の実態や課題について検討し、自殺対策計画の進捗状況の情報共有や自殺対策に係るネットワークの充実のための協議を行います。(草津保健所)

## (2) 特定の問題に関するネットワークの構築と連携の強化

児童虐待や障がい者虐待等の特定の問題に関してネットワークを構築し、連携の強化を図ります。

### ①野洲市要保護児童対策地域協議会の開催

相談業務の中で、父母等の抱える課題や子どもの状況等を把握し、精神的ストレス、情緒不安定等により、自殺リスクが高いと思われる場合に、早期支援につなげられるように、野洲市要保護児童対策地域協議会の調整機関として関係機関の連携の強化を図ります。(家庭児童相談室)

## ②野洲市障がい者虐待防止連絡協議会の開催

障がい者の相談業務の中から、虐待の早期発見を行い、自殺リスクが高いと思われる場合に、早期支援につなげられるように、関係機関の連携の強化を図ります。(地域生活支援室)

## ③野洲市高齢者虐待防止連絡協議会の開催

高齢者虐待の防止に向けて、虐待に関する相談や対応の状況を共有し、自殺リスクが高いと思われる場合に、早期支援につなげるように、関係機関との連携の強化を図ります。(高齢福祉課、地域包括支援センター)

## ④野洲市障がい者自立支援協議会の開催

障がい福祉・医療・介護サービス機関や関係団体により構成している野洲市障がい者自立支援協議会において、障がい者等への支援体制の整備を図ります。(地域生活支援室)

## ⑤生活困窮者に対する支援の連携強化

生活困窮者に対して、生活保護事業等の各種事業との連動を図り、自殺リスクの高い生活困窮者に関係機関が連携して支援を提供します。(市民生活相談課、社会福祉課)

## ⑥地域ケア会議の開催

地域の高齢者やその家族が抱える課題について、会議の開催を通じて関係機関の連携を深めることで、自殺リスク要因を共通理解し、地域包括ケアと自殺対策とを連動して支援します。(地域包括支援センター)

## ⑦いじめの組織的対応の充実と関係機関連携

いじめの早期発見、早期対応ができる学校組織や関係機関との連携体制を構築するとともに、日々の教育活動を通して、いじめの組織的対応を充実します。(小学校・中学校)

### 【目標値】

指標の内容	現状値 (平成 29 年度)	目標値 (平成 35 年度) (2023 年度)
野洲市市民生活総合支援推進委員会 (自殺防止対策連絡部会) の開催回数	1 回／年	2 回以上／年

## 2) 自殺対策を支える人材の育成

地域のネットワークは、それを担う人材がいて初めて機能するものです。そのため、自殺対策を支える人材育成は、対策を推進する上で基盤となる重要な取組です。様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対して早期の「気づき」が重要であり、「気づき」のための人材育成の方策を充実させる必要があります。誰もが早期の「気づき」に対応できるよう、必要な研修の機会の確保を図ります。

### ゲートキーパー研修

ゲートキーパーとは、身近な人の自殺のサインに気がつき、問題解決につなげる相談役です。

ゲートキーパーは、初級・中級・上級に分かれ、段階的にスキルアップできるようにそれぞれの立場でめざす研修の内容が異なります。

- 初級ゲートキーパー研修（一般市民、市職員（新規採用職員など）  
…自殺のサインに気づくことをめざす研修
- 中級ゲートキーパー研修（民生委員・児童委員、市職員など）  
…傾聴し、つなげることをめざす研修
- 上級ゲートキーパー研修（専門職、教職員、支援機関など）  
…適切な関係機関と、連携していのちを守ることをめざす研修

### (1) 様々な職種を対象とした研修の実施

市の職員をはじめ、関係団体や教育関係者へゲートキーパー研修を開催し、それぞれの立場の中で「気づき」に対応でき、適切な支援につなげられる人材を育成します。

#### ①市職員向けゲートキーパー研修の開催

経済的問題からの自殺を予防するために、税金や上下水道料金や国民年金保険料などの滞納者を早期に発見し、支援が開始できるよう新規採用職員や職員接遇研修等の市職員を対象とした各種研修の機会を活用し、自殺予防に関する研修を行います。（人事課、健康推進課）

#### ②関係団体向けゲートキーパー研修の開催

民生委員・児童委員、介護保険関係者（介護支援専門員、介護サービス事業所職員）、地域活動支援センターの団体等を対象にゲートキーパー研修を開催します。（健康推進課）

#### ③子育て支援の関係者へのゲートキーパー研修の受講の推奨

保育士等、子どもや保護者と接する機会がある職員に、ゲートキーパー研修の受講を推奨し、見守りながら相談、支援機関につなぐ役割ができる人材の育成に努めます。（子ども課、健康推進課）

#### ④教育関係者へのゲートキーパー研修の開催

児童生徒が身近なところで相談ができ、児童生徒が発信するSOSサインに気づき、見守りながら相談、支援機関につなぐ役割ができる人材の育成に努めます。(学校教育課、健康推進課)

### (2) 市民を対象としたゲートキーパー研修の開催

自分のまわりにいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、思いに寄り添い、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという市民の役割について理解が深まるように市民に対してゲートキーパー研修を開催します。

#### ①一般市民や市民活動団体向けゲートキーパー研修の開催

生涯学習出前講座として、身近な地域レベルで話を聴いて、見守りながら相談、支援機関につなぐ役割を担うことができるように研修会を開催します。(生涯学習スポーツ課、健康推進課)

#### ②野洲市老人クラブ連合会の会員に対するゲートキーパー研修の受講の推奨

自殺リスクを抱えた高齢者を早期に発見し、支援へとつなげられるよう、老人クラブ会員に市の行うゲートキーパー研修の受講を推奨します。(高齢福祉課、健康推進課)

#### ③各種団体に対するゲートキーパー研修の受講の推奨

社会教育関係団体や市民活動団体等の研修会で、生涯学習出前講座のゲートキーパー研修の受講を推奨します。(生涯学習スポーツ課、健康推進課)

### 【目標値】

指標の内容	現状値 (平成 29 年度)	目標値 (平成 35 年度) (2023 年度)
ゲートキーパー研修開催回数	3 回／年	6 回以上／年
ゲートキーパー研修受講者のうち「自殺対策の理解が深まった」と回答した人の割合 (%) (ゲートキーパー研修受講時アンケート)	—	80%以上



### 3) 市民への啓発と周知

地域のネットワークを強化し相談体制を整えても、市民が相談機関や相談窓口の存在を知らなければ、それらの制度は活用されません。そこで相談機関等に関する情報を様々な接点を活かして市民に提供するとともに、市民の自殺予防に対する理解が深まるよう、講演会等を開催します。

さらに、9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間には、地域の広報媒体や図書館等施設と連携し、地域全体への問題の啓発や相談先情報の周知を図ります。

#### (1) 自殺予防週間（9月）や自殺対策強化月間（3月）の啓発

自殺予防週間、自殺対策強化月間にあわせて自殺予防の啓発や相談先情報の周知を図ります。

##### ①リーフレット・啓発グッズの配布

自殺予防週間、自殺対策強化月間に合わせて、リーフレットや啓発グッズを配布し、自殺予防と相談先情報の啓発と周知を行います。（健康推進課、市民生活相談課）

##### ②広報用ポスターの掲示

自殺予防週間、自殺対策強化月間に合わせて、啓発用ポスター等を庁舎内に掲示し、自殺予防と相談先情報の啓発と周知を行います。（健康推進課、消防署）

##### ③公共施設を利用した啓発の推進

自殺予防週間、自殺対策強化月間に合わせて、図書館等において特設コーナーを設置し、関連資料等の展示やリーフレット等を設置します。（図書館、健康推進課）

##### ④商工会と連携した啓発

自殺予防週間、自殺対策強化月間に合わせて、商工会の広報紙等や研修の機会を通じて、労働者のメンタルヘルスに関する啓発や相談先の周知を図ります。（商工観光課）

##### ⑤広報紙を活用した啓発

自殺予防週間や自殺対策強化月間に合わせて、自殺対策関連の特集記事を掲載することにより、市民に対して、理解の促進と施策の周知を図ります。（健康推進課）

#### (2) 様々な機会を利用した市民への啓発

様々な機会を利用し、市民に対して自殺予防の啓発や相談先の周知を図ります。

### ①窓口でのリーフレットの配布や配架

納税や保険料の支払い、介護や子育て等の各種手続きに窓口を訪れた市民に対して相談窓口の周知を図ります。(税務課、納税推進課、保険年金課、高齢福祉課、こども課、子育て家庭支援課、家庭児童相談室、市民生活相談課、健康推進課)

### ②地域のネットワークを活用した支援者からの情報提供

野洲市高齢者虐待防止ネットワーク会議や野洲市障がい者自立支援協議会等の構成員や、民生委員・児童委員や野洲市企業人権啓発推進協議会など、様々な分野の支援者に相談先の周知を行い、必要に応じてリーフレットを配布してもらい情報の周知を図ります。(高齢福祉課、地域包括支援センター、地域生活支援室、社会福祉課、商工観光課、市民生活相談課、健康推進課)

### ③企業への啓発

企業訪問(市内事業所への人権啓発推進班員による事業所訪問)の際にメンタルヘルスや相談先情報の啓発チラシを配布します。また、野洲市企業人権啓発推進協議会(事務局:商工観光課)の研修会で「ワーク・ライフ・バランスの推進」や「メンタルヘルス」に関する啓発や相談先の周知を行います。(商工観光課)

## (3) 市民向け講演会やイベント等の開催

自殺の問題は精神的な問題だけでなく、人権や生活困窮などのさまざまな問題が重なっています。それらの関連するテーマの講演会やイベント等の様々な機会を通じて、自殺予防の啓発を行い、正しい理解の促進を図ります。

### ①心の健康づくりや自殺予防をテーマにした健康教室の開催

心の健康づくりや自殺予防についての講演会の開催や各学区のコミュニティセンターで開催している健康サロンにおいて自殺予防をテーマにした講話を行い、正しい理解の促進と啓発を図ります。(健康推進課)

### ②人権関連の会議やイベントにおける問題の啓発

人権関連の会議やイベントにおいて、自殺と関連し得る虐待やいじめ、差別等のテーマを扱う際や、人権問題に関する市職員向け研修の際に、自殺予防に言及することで、正しい理解の促進と啓発を図ります。(人権施策推進課)

### ③各種講演会と連携した自殺予防の啓発

消費生活や生活困窮、介護予防講演会等の各種講演会や、虐待防止などのフォーラム等の中で、自殺予防につながる取組を取り上げることにより、市民に対する自殺予防の周知を図ります。(市民生活相談課、高齢福祉課、地域包括支援センター、障がい者自立支援課・地域生活支援室、子育て家庭支援課・家庭児童相談室)

#### (4) ホームページを活用した啓発活動

市民に自殺対策に関する正しい知識や相談場所などの情報提供ができるよう、市のホームページを活用し啓発活動を行います。(健康推進課)

#### 【目標値】

指標の内容	現状値 (平成 29 年度)	目標値 (平成 35 年度) (2023 年度)
リーフレット・啓発グッズの配布	300 個／年	1,000 個／年
市広報紙での啓発	1 回／年	2 回以上／年
市ホームページの作成及び啓発	—	1 回／年
図書館等でのテーマ展示	—	2 回／年

## 4) ハイリスク状況にある方への支援

「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）よりも「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回った時、自殺に追い込まれる危険性が高まります。そのため、「生きることへの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らすだけでなく、「生きることへの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすための取組を合わせて行い、自殺リスクを低下させる必要があります。このことを踏まえて「生きることの促進要因」の強化につながり得る、様々な取組を進めます。

### （1）自殺のリスクを抱える可能性のある人の早期発見

自殺リスクを抱える可能性のある人を早期に発見し、支援を進めます。

#### ①かかりつけ医や産業医によるうつ病の早期発見・早期治療への対応

自殺の原因の一つになっているうつ病は、精神症状以外にも身体症状が出ることも多く、内科等のかかりつけ医や産業医がうつ病の早期発見・早期治療の対応を行います。（守山野洲医師会）

#### ②身近な地域での困りごとの早期発見と対応

身近な地域での居場所づくりや活動の中で、様々な困りごとを早期に発見し、関係機関と連携をしながら支援を進めます。（社会福祉協議会）

### （2）自殺リスクを抱えている人への個別支援

自殺リスクを抱える可能性がある人へ電話相談や個別支援を行い、自殺予防につなげます。

#### ①自殺防止に向けた「心といのちの相談専用電話」の設置

自殺防止の電話相談に応じることによって、様々な悩みや問題を抱え自殺のリスクが高い市民を支援します。（健康推進課）

#### ②うつ病等のある方への支援の提供

うつ病等により自殺リスクが高い人に対して、医療機関やその他の関係機関と連携をしながら包括的な支援を進めます。（健康推進課）

#### ③断酒会と連携した多量飲酒者への相談支援

アルコールの問題を抱える人は、自殺のリスクが高く、家族も困難を抱えている場合が多いことから、飲酒問題や生活の問題について関係機関と連携して支援を行います。（健康推進課）

#### ④多重債務を抱えている方への支援

多重債務や失業等の経済的問題や、地域社会からの孤立に対して、解決及び生活再建を図るため、専門家と連携して相談支援を行います。(市民生活相談課)

#### ⑤法律相談による支援の提供

弁護士及び司法書士による法律相談を身近な地域で開催し、早期の問題解決をめざします。(市民生活相談課)

#### ⑥ひきこもり相談の実施

社会復帰をめざす支援として、当事者や家族を対象としたひきこもり相談を実施し、関係機関と連携を取りながら支援を進めます。(市民生活相談課、健康推進課)

#### ⑦不登校やいじめ等を受けている子どもへの支援

不登校やいじめ等で自殺のリスクの高い子どもへ教育相談や関係機関との連携を図り、子どもに寄り添いながら支援を行います。(小学校・中学校、学校教育課)

#### ⑧高齢者やその家族の心の健康に関する支援

高齢者やその家族からの各種相談に対して、専門職種が幅広く総合的に応じ、自殺のリスクを抱えた(抱え込みかねない)相談者がいた場合に適切に話を聞き、専門機関につなぐ等の対応を行います。(地域包括支援センター)

#### ⑨DV相談の実施

配偶者等からの暴力等について相談に応じる中で、恐怖心、精神的ストレス、情緒不安定等により、自殺リスクがあると思われる場合は関係機関につながります。また、緊急で避難された場合は、自殺リスクを含め、関係機関に情報共有と見守りを依頼します。(家庭児童相談室)

### (3) 市民への居場所等の提供

孤立のリスクを抱える可能性がある人に居場所を提供します。

#### ①学習支援における居場所づくり(やすクール: YaSchool)

やすクールでは、学習支援だけでなく、学習が始まる前に、地域ボランティアの協力でおにぎりや味噌汁等の軽食を提供し、生活困窮世帯の子どもや学習ボランティアの交流の場としています。また、高校中退防止の観点から、やすクール卒業生を対象に、学校や進路の悩みを話す居場所づくりを行っています。(市民生活相談課)

## ②高齢者に対する生活機能の向上に向けた支援

各種介護予防事業を実施し、高齢者の生活機能の向上を図ります。それらの活動を通じて高齢者と地域とのつながりを構築します。また、認知症やひきこもり等の高齢者の異変に早期に気づき、必要な支援へつなげるよう努めます。(地域包括支援センター)

## ③高齢者への短期宿泊機会の提供

高齢者虐待事案等で緊急保護を要する場合に、短期宿泊事業を実施している養護老人ホームに入所を委託し、虐待者と被虐待者の分離を行うことで被虐待者の自殺防止に努めます。(高齢福祉課)

## ④子育て支援センターの運営

乳幼児とその保護者が相互に交流できる場として、子育て支援センターを運営します。センターにおける子育てについての相談や各種情報の提供、助言等の提供を通じて、地域の子育て機能の充実を図り、保護者の子育てに伴う不安感を緩和するとともに、子どもの健やかな成長を支援します。(子育て支援センター)

## ⑤精神障がいのある人とその家族に対する支援の提供

精神障がいやアルコール依存症を抱える当事者とその家族が、地域で安心して生活が送れるよう、地域における居場所の提供や、つながりの構築を進めます。(健康推進課、野洲断酒会、野洲市精神障害者家族会たんぼぼの会)

## (4) 自殺未遂者への支援

滋賀県と連携しながら、自殺未遂者やその家族を支援し、再度の自殺企図の防止に努めます。

### ①自殺未遂者及びその家族への相談支援

滋賀県と連携しながら、自殺未遂者やその家族の相談を受け、抱えている問題や状況を把握し、継続的な支援を行い、再度の自殺企図の防止に努めます。(健康推進課、滋賀県)

### ②自殺未遂者支援の体制整備のための会議

自殺未遂者支援の対応力を向上させ、支援の強化や適切な支援をするための体制づくりを進めます。(滋賀県、健康推進課)

### ③自殺未遂者の退院後の支援体制の構築

関係機関と連携をとりながら、入院の相談など迅速に対応するとともに、退院後も地域で安心して生活ができるように支援体制を構築します。(湖南病院、健康推進課、滋賀県)

## (5) 遺された人への支援

自死により遺された家族は、大きな影響を受けていることが多いため、継続した相談や訪問による支援を行います。また、同じような体験をした人と出会い、気持ちを分かち合う自死遺族の自助グループなどの周知に努めます。(健康推進課)

## (6) 家族や支援者への支援

介護等をする家族や支援者の負担の軽減を図るため支援を行います。

### ①認知症の人の家族に対する支援の提供

認知症の人の家族や介護者家族の会、専門職が集い、認知症の人や家族の心理的支援、情報提供などを行う場(認知症カフェ)を設け、課題の解決や悩みの解消を図ります。(地域包括支援センター)

### ②介護を行う家族等の交流機会の推進

介護者の身体的・精神的・経済的負担の軽減を図るため、家族介護に携わっている方の連絡会や交流事業などを行います。(地域包括支援センター)

### ③障がい者団体の活動支援

障がい者が安心して暮らせる地域づくりをめざし、情報交換を図るとともに地域で支えあう関係が築けるよう障がい者団体の活動を支援します。(障がい者自立支援課・地域生活支援室、健康推進課)

### ④高齢者、障がい者、生活困窮者の相談に当たる市職員への専門家による支援体制の強化

高齢者、障がい者、生活困窮者等における支援対象者のうち、法律問題を抱えるケースへの対応に際し、地域の法律家(弁護士、司法書士等)から専門的な支援や助言を受け、支援対象者の抱える課題の早期支援・解決に当たる市職員の対応能力の向上を図ります。(市民生活相談課、地域包括支援センター、地域生活支援室)

### ⑤市職員へのメンタルヘルス支援

市職員に対して健康相談やメンタルヘルスの講習会の機会の提供や、ストレスチェックや健診結果に基づく各種指導の実施を通じて、市職員の心身両面における健康の保持増進を強化します。(人事課)

### 【目標値】

指標の内容	現状値 (平成 29 年度)	目標値 (平成 35 年度) (2023 年度)
自殺未遂者支援を受けている方が再度の自殺企図をしない	—	再度の自殺企図した人がいない

## 5) 児童生徒への支援の強化

児童生徒の自殺を防ぐには、問題が深刻化する前に、児童生徒が自らSOSを出すなどの対処方法を身につけることが重要です。こうしたことから、保護者と地域の関係者等と連携しつつ、児童生徒に対するSOSの出し方に関する教育を推進し、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身につけ、自殺リスクの低減を図ります。

### (1) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育の推進

児童生徒のSOSの出し方に関する教育を推進するために、教職員や関係者が研修を受講します。

#### ①教職員向け研修の受講の推奨

SOSの出し方に関する教育の実施に当たっては、現場の教職員の理解と協力が不可欠です。教職員向けの研修の受講を推奨し、SOSの出し方に関する教育と重要性について理解を深めます。(学校教育課)

#### ②児童生徒を地域で支える関係者への研修の受講の推奨

民生委員・児童委員やPTA役員など、児童生徒と日頃から接する機会のある地域の関係者に対して、SOSの出し方に関する教育の内容を含んだ自殺対策関連の研修の受講を推奨します。(社会福祉課、生涯学習スポーツ課)

### (2) 児童生徒の健全育成に資する各種取組の推進

様々な悩みや問題を抱える児童生徒が、必要な支援を受けられるよう、体制づくりを進めます。

#### ①学校の教育相談体制の充実

児童生徒の中には、家族、友人、教員などに悩みを打ち明けられず、問題を抱え込んでしまう子どもがいることから、安心して悩みを打ち明けることができるよう、心のオアシス相談員やスクールカウンセラー等の配置等により、ふれあい教育相談センターをはじめとする関係機関と連携して教育相談ができる相談体制を整えます。(学校教育課)

#### ②教育的支援を必要とする子どもへの細やかな支援

特別支援教育支援員の配置等により教育的支援を必要とする子どもに対して、子どもの状況に応じた支援を発達支援センターをはじめとする関係機関と連携して行い、自立する力や社会参加する力を育みます。また、大学生等をスクーリング・ケアサポーターとして配置し、不登校傾向にある児童との交流や学習支援等を通して自立を支援します。(学校教育課)



### ③児童からのSOSに対応する支援体制の強化

学校にスクールソーシャルワーカーを配置し、SOSを出した子どもを取り巻く環境の調整・改善を図るとともに、福祉的な支援方法を取り入れ、学校と協働し、家庭環境の調整を図ります。また、家庭児童相談室をはじめとする市内外の各種機関と連携し支援体制を強化します。(学校教育課)

### ④関係機関とのケース会議を通じた児童生徒の支援体制の強化

不登校やいじめ等問題行動及びハイリスク児童生徒の早期発見と適切な対応を進めるため、ふれあい教育相談センター、発達支援センター、家庭児童相談室をはじめとする市内外の各種関係機関とのケース会議を通じて、連携を強化し支援体制を確立します。(学校教育課)

### ⑤いじめの組織的対応の充実と関係機関連携

日々の教育活動を通して豊かな関係性を育む仲間づくりを進めるとともに、いじめの早期発見、早期対応ができる学校組織や関係機関との連携体制を構築します。(小学校・中学校)

### ⑥いじめ問題専門委員会の開催

弁護士等の専門家で構成される委員による、いじめ防止等のための対策に関する調査研究や重大事態に関する調査を行います。(学校教育課)

### ⑦子どもの自尊感情を高め、命を大切にする教育の推進

道徳や学級活動、その他の教育活動を通して、命の大切さを学ぶ機会を増やすとともに、自分のことが大切に思える自尊感情の育成をめざします。(小学校・中学校)

### ⑧困難・ストレスの対処方法を身につけるための教育の推進

体験活動や地域での世代間交流を活用して、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法や他者に相談をする力を身につけるための教育を推進します。(小学校・中学校)

## 【目標値】

指標の内容	現状値 (平成 29 年度)	目標値 (平成 35 年度) (2023 年度)
自殺予防に関する研修の受講者数 (教職員)	—	延べ 45 人 (9 校 × 1 人 × 5 年)

## 2 重点施策 .....

「重点施策」は、野洲市における自殺のハイリスク層である若年層と高齢者と、生活困窮問題に焦点を絞り、取組をまとめています。それぞれの対象に関わる様々な施策を結集させることで、一体的かつ包括的な施策群となっています。さらに、野洲市では、特にいきいきと自分らしく、健やかな生活をめざした取組を「市民への心の健康づくり」として位置づけ、市民が主体的に実践する健康づくりを基盤とした野洲市ほほえみやす 21 健康プラン(第2次)と連動しながら積極的に展開していきます。

### 1) 高齢者への支援の強化

高齢者の自殺を防止するには、高齢者本人のみならず、家族や介護従事者等の支援者に対する支援も重要です。高齢者に対する支援先情報の周知や、自殺リスクの高い高齢者を早期に発見し支援へとつなぐことが重要です。

また、高齢者とその家族が、地域とつながる機会を持てるような地域づくりを進めることで、社会的孤立を防ぐことも重要です。

#### (1) 高齢者とその家族や支援者への相談・支援機関の周知

高齢者とその家族や支援者に対して、高齢者向けの様々な相談・支援機関に関する情報の周知を図ります。

##### ①独居等の高齢者宅の訪問時の啓発リーフレットの配布

独居等で支援が必要な世帯の把握と適時必要な相談や支援につなぐため、訪問時に高齢者とその家族に対して、相談先情報等の掲載された啓発リーフレットを配布し、高齢者向けの様々な相談・支援機関に関する情報周知を図ります。(地域包括支援センター)

##### ②野洲市老人クラブ連合会へ啓発リーフレットの配布

野洲市老人クラブ連合会に相談先情報等の掲載された啓発リーフレットを配布し、高齢者向けの様々な相談・支援機関に関する情報周知を図ります。(高齢福祉課)

##### ③適切な介護サービス利用の啓発

高齢者の身体等の状態変化に合わせて適切な時期・内容の支援や介護サービスが利用できるように介護保険制度の周知を図ります。(高齢福祉課、地域包括支援センター)

## **(2) 支援者の「気づき」の力を高める**

高齢者の日常生活を支える人が、日々の関わりの中で早期に自殺のリスクに気づき、必要な支援へつなぐことができるよう、支援者を対象としたゲートキーパー研修を実施し、支援者の気づきの力を高めます。

### **①高齢者の支援者を対象としたゲートキーパー研修の開催**

自殺リスクを抱えた高齢者がいた場合に適切な対応ができるよう介護支援専門員や介護サービス事業所を対象としたゲートキーパー研修を開催します。(健康推進課)

### **②介護支援専門員への理解の促進とゲートキーパー研修の受講の推奨**

介護支援専門員の定例会で、地域の高齢者の自殺の実態や、高齢者が抱え込みがちな自殺のリスク等の研修会を実施することで、介護支援専門員の自殺予防の理解の促進を図ります。また、自殺リスクを抱えた要介護者がいた場合に適切な機関につなぐ等の対応がとれるよう、ゲートキーパー研修の受講を推奨します。(地域包括支援センター)

### **③介護サービスを提供する事業所の職員へのゲートキーパー研修の受講の推奨**

介護サービス事業所で働く保健医療福祉職の専門職が、自殺リスクの高い高齢者の早期発見と対応が図れるようにゲートキーパー研修の受講を推奨します。(地域包括支援センター)

### **④介護相談員へのゲートキーパー研修の受講の推奨**

介護相談員が自殺のリスクの高い高齢者の早期発見と対応が図れるようにゲートキーパー研修の受講を推奨します。(地域包括支援センター)

### **⑤在宅医療・介護連携推進事業を通じたの包括的な支援**

在宅医療と介護の連携推進事業の中で、高齢者の自殺の実態や自殺リスクに関する情報提供を行い、自殺リスクを抱えた高齢者の早期発見と対応を推進します。(地域包括支援センター)

## **(3) 高齢者が生きがいと役割を実感できる地域づくりの推進**

高齢者が身近な場所で集える場の提供等を通じて、地域とつながることにより、高齢者が生き生きと暮らせる地域づくりを進めます。

### **①高齢者の居場所づくりとして小地域ふれあいサロン開催の推進**

小地域ふれあいサロンの活動支援事業において、高齢者の社会的孤立を防止し、生きがいづくりにつながるような「人との関係をつなぐ」場づくりを推進します。(高齢福祉課)

## ②地域ぐるみのいきいき 100 歳体操の推進

高齢者の閉じこもり予防・介護予防を目的に、身近な地域でいきいき 100 歳体操を地域主体で実施できるように、技術支援や評価を行います。(地域包括支援センター)

## ③高齢者の生活支援体制の整備(再掲)

地域の N P O 法人やボランティア等の多様なサービス提供主体と連携し、日常生活上の支援体制の充実・強化を通して、高齢者の社会参加を推進します。(地域包括支援センター)

## ④高齢者の生きがいサークルによる他者との交流や生きがいづくりへの支援

運動、趣味、ボランティア等の各種活動の参加を通じて、高齢者が地域とつながりを持ち、健康で生き生きと暮らせるよう、生きがいサークルを実施している老人クラブ連合会への支援を行います。(高齢福祉課)

## (4) 介護者への支援の推進

高齢者を支える家族等の介護者への支援を行います。

### ①介護・高齢者福祉総合相談の充実

高齢者やその家族等からの各種相談に対して、専門職種が幅広く総合的に応じ、必要な支援を行うことで、介護する家族の負担軽減を図ります。(高齢福祉課、地域包括支援センター、障がい者自立支援課)

### ②適切な介護サービス等の利用支援

高齢者の身体等の状態変化に合わせて適切な時期・内容の支援や介護サービスが利用できるように介護保険制度の利用案内、相談体制を整え、介護する側の負担軽減を図ります。(高齢福祉課、地域包括支援センター)

### ③認知症の人の家族に対する支援の提供

認知症の人の家族や介護者家族の会、専門職が集い、認知症の人や家族の心理的支援、情報提供などを行う場(認知症カフェ)を設け、課題の解決や悩みの解消を図ります。(地域包括支援センター)

### ④介護を行う家族等の交流機会の推進(再掲)

介護者の身体的・精神的・経済的負担の軽減を図るため、家族介護に携わっている方の連絡会や交流事業などを行います。(地域包括支援センター)

### ⑤認知症初期集中支援事業の推進

認知症が疑われる人やその家族を訪問し、医療受診に至るまでの支援、介護サービスの利用勧奨等を行い、家族の負担の軽減を図ります。(地域包括支援センター)

### ⑥認知症サポーターや認知症キャラバン・メイトによる支援の強化

認知症サポーター養成講座の実施、認知症キャラバン・メイトの支援や連絡会議の開催により、認知症の早期発見と家族の負担の軽減を図ります。(地域包括支援センター)

### 【目標値】

主な施策分野	指標の内容	現状値 (平成 29 年度)	目標値 (平成 35 年度) (2023 年度)
高齢者への 支援の強化	介護支援専門員・介護サービス事業所・介護相談員へゲートキーパー研修の開催回数	—	1 回/年
	小地域ふれあいサロンの開催場所	72 カ所	78 カ所
	いきいき百歳体操の開催場所	36 カ所	60 カ所

## 2) 若年層への支援の強化

ここでいう「若年層」とは、15歳からおおよそ39歳までが対象です。

若年層の自殺を防ぐには、まずは若年層が自殺に追い込まれないように、抱えた悩みや問題が深刻化する手前の段階で必要な支援につながる必要があります。若年層が悩みを持ったときに相談できるように相談窓口の周知が重要です。また、妊娠期から支援機関が連携をしながら、切れ目のない支援を継続していくことが重要です。

### (1) 若者層が相談しやすい相談窓口の周知

若年層が様々な困難に直面した際に、ひとりで抱え込むことなく、関係者に相談できるように、相談窓口の周知を強化します。

#### ①啓発リーフレットの配布や配架

P T A や保護者会、青少年育成団体、各種専門家（スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等）など子ども・若年層・その保護者と接する機会のある地域の関係者に、啓発リーフレットを配布し相談窓口の周知を行います。（健康推進課、学校教育課、生涯学習スポーツ課、こども課）

### (2) 子育てをされている方に対する支援

妊娠期から子どもの保護者の相談・各種支援の強化を進めます。

#### ①妊娠期からの関係機関と連携した支援の推進

要保護児童対策地域協議会では、特定妊婦、育児不安、虐待、親の精神疾患等や生活困窮など支援が必要な家庭の把握を進め自殺のリスクを含めて支援者間で協議、整理のうえ、自殺のリスクのある方の個別支援を進めていきます。（家庭児童相談室）

#### ②産後ケア事業の推進

出産後に育児に不安がある産婦・乳児が産科医療機関に宿泊や通所することにより、産婦の休養や育児力の向上を図り、育児不安の軽減や産後うつ発症を防ぐための産後ケア事業を推進します。（健康推進課）

#### ③子育て中の保護者の孤立の防止や、負担軽減に向けた支援

子育て支援センターにおいて、親子同士が交流できる機会を提供するとともに、子育てに関する相談や情報提供、子育てに関する講習会等の様々な事業を実施することで孤立を防ぎ、保護者の負担軽減を図ります。（子育て支援センター）

市内幼稚園、保育園及びこども園において、園庭開放による親子交流の推進や子育て相談、保護者研修会等を実施し、子育てに悩む保護者の負担軽減を図ります。（幼稚園、保育園）

#### ④児童虐待に対しての支援

適切な養育を受けることができずに、健やかな成長・発達の保障が妨げられる児童虐待の早期発見と早期対応を行います。(家庭児童相談室)

#### ⑤育児困難な保護者に対しての養育支援

育児や生活の相談の中で必要に応じて利用できるサービスを提供します。例えば、保護者の病気等で一時的に子どもの養育が困難な場合に宿泊を伴った一時預かりを行います。また、産後うつや育児ストレスで安定した養育が行えない等、特に支援が必要と認められる家庭に対してヘルパー派遣を実施することで、保護者の負担軽減を図ります。(家庭児童相談室、健康推進課)

#### ⑥障がいのある児童の保護者への支援

障がいや特性のある子どもの保護者からの相談に応じ、子どもの特性理解を図る支援をすることで、保護者の精神的負担の軽減を図り、必要な場合には他の専門機関と連携しながら支援を行います。(発達支援センター、健康推進課、障がい者自立支援課)

#### ⑦ひとり親家庭等の支援

ひとり親家庭等の生活全般に関わる相談に応じ、自立に必要な情報提供、指導及び助言を行い、自立の支援とアフターケアを行います。(子育て家庭支援課)

#### ⑧母子・父子自立支援プログラム策定事業

ひとり親家庭の生活状況や課題等を把握し、ニーズに応じた子育て・生活支援や就労支援等の支援メニューを組み合わせたプログラムを策定して、支援を行います。(子育て家庭支援課)

#### ⑨児童生徒の養育並びに就学に対する援助の推進

医療費の助成、経済的な理由から就学が困難な児童生徒に対する給食費や学用品費の援助、ひとり親家庭等の児童生徒の養育に係る各種手当の支給などの支援を通じて児童生徒の養育並びに就学に対する援助を推進します。(保険年金課、学校教育課、子育て家庭支援課)

### (3) 様々な生きづらさを抱えた方への支援

様々な生きづらさを抱えた方に対して、その人らしく生きることができるための支援を行います。

#### ①発達障がいに関する相談支援

発達障がいでの支援を必要とする、本人、保護者、支援者等からの相談において、抱える問題を整理し、適切な支援機関へつなぎます。(発達支援センター)

#### ②就労困難な方に対する就労支援

何かの要因により就職困難な方に就労相談を実施するとともに、就労面接会・就労セミナーにも同行し、就労へつなげます。(「やすワーク」の利用等)(市民生活相談課、商工観光課)

#### ③ひきこもり状態にある方への支援の充実

ひきこもり状態にある人やその家族に対して、身近な地域にあるひきこもりに対する支援機関について周知を行い、多様な相談に関係機関と連携しながら、きめ細やかに対応を行い、社会参加への可能性を拡げます。(市民生活相談課、健康推進課)

#### ④高校中退者等のひきこもりのリスクのある方への支援

高校の中退者等で、進学や就職をしなかった若年層は、社会とのつながりが希薄になり、ひきこもりのリスクを高めることから、適切な支援機関へつなぎます。(市民生活相談課、健康推進課)

### 【目標値】

指標の内容	現状値 (平成 25-29 年)	目標値 (平成 31-35 年) (2019-2023 年)
若年層 (10 代~30 代) の自殺者の減少	9 人	減少

(\* 現状値は過去 5 年間の合計であり、目標値も 5 年間の合計を示しています。)



### 3) 生活困窮者への支援の拡充

生活困窮者による自殺を防ぐには、生活扶助等の経済的な支援に加えて、就労支援や心身面の疾患に対する治療等、様々な分野の支援者が協働し取組を進め、生活困窮者を包括的に支援していく必要があります。

#### (1) 生活困窮者に対する「生きることの包括的な支援」の強化

生活困窮者自立支援制度に基づく各種の取組と自殺対策との連携を強化することにより、生活苦等から自殺のリスクが高い市民に「生きることの包括的な支援」を提供します。

##### ①自立相談支援事業の推進（再掲）

経済的困窮、地域社会からの孤立その他の生活上の諸課題を抱える市民に対して、市役所の総合力で相談者の発見から生活再建支援を行います。また、生活困窮状態からの脱却・自立をめざす地域の仕組みづくりを強化します。（市民生活相談課）

##### ②生活困窮者の状況に応じた包括的及び継続的な支援の推進

自立相談や家計相談、就労支援、子どもに対する学習支援等の各種自立支援事業に加えて、当事者の状況に応じた包括的及び継続的な支援を推進します。（市民生活相談課）

##### ③多重債務を抱えている方への支援（再掲）

多重債務や失業等の経済的問題や、地域社会からの孤立に対して、解決及び生活再建を図るため、専門家と連携して相談支援を行います。（市民生活相談課）

##### ④家計相談事業の実施

家計収支等に関する課題の評価・分析を行い、相談者の状況に応じた支援計画を作成し、相談者が自ら家計を管理できるように支え、早期の生活再建を支援します。（市民生活相談課）

##### ⑤住宅確保給付事業の実施

離職者で住宅を失った、または失うおそれのある人を対象に、住宅の確保（住宅喪失の予防）と再就職の支援を実施し、生活の基盤を整えます。（市民生活相談課）

##### ⑥学習支援の推進（やすクール：YaSchool）

生活困窮世帯の子どもに対し、貧困連鎖を断ち切ること、貧困に陥ることを防ぐために、学習習慣を身につけることや、将来の進路等について考えるための機会を提供（やすクール）します。また、やすクールの卒業生に対して、高校中退防止策として、進路や就職、家庭問題等の相談を受けるなど、居場所事業を実施します。（市民生活相談課）

### ⑦ひとり親家庭等の支援（再掲）

ひとり親家庭等の生活全般に関わる相談に応じ、自立に必要な情報提供、指導及び助言を行い、自立の支援とアフターケアを行います。（子育て家庭支援課）

### ⑧児童生徒の養育並びに就学に対する援助の推進（再掲）

医療費の助成、経済的な理由から就学が困難な児童生徒に対する給食費や学用品費の援助、ひとり親家庭等の児童生徒の養育に係る各種手当の支給などの支援を通じて児童生徒の養育並びに就学に対する援助を推進します。（保険年金課、学校教育課、子育て家庭支援課）

### ⑨就労困難な方に対しての就労支援（再掲）

何かの要因により就職困難な方に就労相談を実施するとともに、就労面接会・就労セミナーにも同行し、就労へつなげます。（「やすワーク」の利用等）（市民生活相談課、商工観光課）

## （2）支援につながっていない人を早期に支援につなぐための取組の推進

生活苦に陥っている人で支援につながっていない方に対して、行政側から適切な働きかけを行い、支援へとつなぐ体制を強化します。

### ①多機関の協働による包括的支援体制の強化（再掲）

市民が安心して様々な悩みや困り事を相談できるよう、ワンストップで対応し、市民の相談を「丸ごと」受け止める場や機能をバックアップするため、世帯全体の複合化・複雑化した課題を包括的に受け止める総合的な相談支援体制を強化します。（市民生活相談課）

### ②市職員向けゲートキーパー研修の開催（再掲）

経済的問題からの自殺を予防するために、税金や上下水道料金や国民年金保険料などの滞納者を早期に発見し、支援が開始できるよう新規採用職員や職員接遇研修等の市職員を対象とした各種研修の機会を活用し、自殺予防に関する研修を行います。（人事課、健康推進課）

### ③関係団体向けゲートキーパー研修の開催（再掲）

民生委員・児童委員、介護保険関係者（介護支援専門員、介護サービス事業所職員）、地域活動支援センターの団体等を対象にゲートキーパー研修を開催します。（健康推進課）

#### ④税金や各種保険料等の徴収に関する相談体制の強化

徴収に関する相談を実施する中で、背後にある様々な問題に気づき、関係機関に適切につなぐ等の対応を行います。(税務課、納税推進課、保険年金課、高齢福祉課、その他関係課)

#### ⑤法律相談による支援の提供(再掲)

弁護士及び司法書士による法律相談を身近な地域で開催し、早期の問題解決をめざします。(市民生活相談課)

#### ⑥市営住宅の入居応募時の相談体制の強化

入居応募に関する相談を実施する中で、背後にある様々な問題に気づき、関係機関に適切につなぐ等の対応を行います。(住宅課)

### 【目標値】

指標の内容	現状値 (平成 25-29 年)	目標値 (平成 31-35 年) (2019-2023 年)
自殺の原因である「経済・生活問題」の人数の減少	10 人	減少

(\* 現状値は過去 5 年間の合計であり、目標値も 5 年間の合計を示しています。)

## 4) 市民への心の健康づくり

生き生きと自分らしく生きるために、心の健康は重要です。心の健康は個人の資質や能力の他に、身体状況、社会経済状況、住居や職場の環境、対人関係など、多くの要因が影響し、特に身体の状態と心は相互に強く関係しています。身体と心の健康の双方に対応し、市民が主体的に実践する健康づくりを基盤とした野洲市ほほえみやす21健康プラン（第2次）と連携し、心の健康づくりをさらに推進します。

### (1) 野洲市ほほえみやす21健康プラン(第2次)と連携した心の健康づくり

野洲市ほほえみやす21健康プラン（第2次）の心の健康づくりと連携し、心の健康を保つ生活や心の病気の理解を図り、地域ぐるみの取組を進めます。

#### ①心の健康づくりについての啓発

心の健康づくりの正しい知識やストレスとその対処方法、心の病気や心の持ち方、人との付き合い方等について、広報等で啓発を行います。（健康推進課）

#### ②心の健康づくりや自殺予防をテーマにした健康教室の開催（再掲）

心の健康づくりや自殺予防についての講演会の開催や各学区のコミュニティセンターで開催している健康サロンにおいて自殺予防をテーマにした講話を行い、正しい理解の促進と啓発を図ります。（健康推進課）

#### ③健康を考える会での心の健康づくり活動の推進

身近な地域での健康づくりを推進するために、地域の実情に応じた具体的な健康づくりをめざして「健康を考える会」を市内7ブロックで開催し、心の健康づくりの取組を進めます。（健康推進課）

#### ④心とからだの健康相談や、継続的な個別支援

面談や電話、訪問等で悩みやストレスの健康相談を行い、必要に応じて関係機関と連携をしながら継続的に個別支援を行います。（健康推進課）

#### ⑤「人との関係をつなぐ」場づくりの支援

人との関係をつなぐ場として、育児サロンや精神障がい者家族会（たんぼぼの会）や野洲断酒会や各ボランティアグループ等の自主的な活動を支援します。（健康推進課、高齢福祉課）

#### ⑥ストレス解消や仲間づくりなど心の健康をめざした取組

生涯学習やスポーツ・運動や各イベント等を行う中で、ストレス解消や仲間づくりなど心の健康づくりをめざした取組を行います。（生涯学習スポーツ課・スポーツ施設管理室・商工観光課）

## 【目標値】

指標の内容	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 35 年度) (2019-2023 年度)
この 1 か月に、不満、悩み、ストレスを感じている人の割合 (※滋賀の健康・栄養マップ調査 (平成 27 年度))	男性 67.1%※ 女性 70.7%※	減少
睡眠による休養を十分にとれていない人の割合 (※滋賀の健康・栄養マップ調査 (平成 27 年度))	男性 22.0%※ 女性 26.6%※	16%

\* 評価 (平成 35 年度 (2023 年度)) については、滋賀の健康・栄養マップ調達の直近の調査で評価します。

### 3 生きる支援の関連施策 .....

「生きる支援の関連施策」は、野洲市において既に行われている様々な事業を「生きることの包括的な支援」としての視点から捉え直し、「基本施策」や「重点施策」で掲げられた事業と連携させて推進していけるようまとめたものです。

(なお、野洲市市民生活総合支援推進委員会(自殺防止対策連絡部会)の中で自殺対策に関係が深いと考えられる関係課の事業を掲載しています。また、関係機関や関係団体の取組も掲載しています。)

	事業名	自殺対策の視点からの事業の捉え方	担当課
1	消費者行政推進事業	野洲市くらし支えあい条例を適切に運用し、悪質商法等の消費者被害の解決及び未然・拡大防止をすることで、市民の安心安全な生活を守ることにつながる。	市民生活相談課
2	地域に法律を届ける仕組みづくり事業	市民にとって身近な地域で法律相談を開催することで、専門的な相談を受けやすくなる。このことから、ひとりで悩まずに相談できることで早期に問題解決が図れる。	
3	地域福祉計画策定事業	地域福祉計画は、各福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載する、いわば福祉分野の「上位計画」として位置付けられていることから、平成33年度(2021年度)からの第3期地域福祉計画の策定の際に関連づけ、整合性を図る。	社会福祉課
4	生活保護	社会福祉課保健指導員(看護師)、担当ケースワーカー等が、定期訪問による生活状況の確認を行い、自殺のリスクが高い市民に対して他機関と連携しながら支援を行う。	
5	重複頻回受診者等訪問指導事業 (国民健康保険)	訪問指導の際に生活状況の聞き取りと把握を行うことで、自殺のリスクが高い場合には他機関につなぐ等の対応を行う。	保険年金課
6	短期証・資格証の交付 (国民健康保険)	短期証及び資格証送付時等に納税相談や生活困窮相談への勧奨を行っており、当事者から状況の聞き取りなどにより必要に応じて様々な支援機関につなぐ等の対応を行う。	

	事業名	自殺対策の視点からの事業の捉え方	担当課
7	保険料の賦課、収納、減免 (後期高齢者医療保険)	納付勧奨等の措置を講じる中で、当事者から状況の聞き取りを行い、必要に応じて様々な支援機関につなぐ等の対応を行う。	保険年金課
8	国民年金の加入手続き	国民年金の窓口申請や各種手続きに当たり、生活状況の把握に努め、自殺のリスクが高い場合には他機関につなぐ等の対応を行う。	
9	地域包括支援センターの運営	高齢者の支援における地域のセーフティネットの確立に向けて、関係者が連携できる体制を強化する。	地域包括支援センター
10	実態把握事業	地域の見守り名簿の情報を、見守り活動を行う住民団体や自治会等と共有することで、自殺のリスクを抱えている可能性のある住民へのアウトリーチに活用する。	
11	認知症サポーター、認知症キャラバン・メイト	認知症サポーター、認知症キャラバン・メイトにゲートキーパー研修を受講を推奨し、地域の気づきの力を高め、地域における気づき役となる担い手を拡充する。	
12	生活支援体制整備事業	地域資源の把握・開発のため、介護予防事業、個別ケース支援を通して情報把握する。地域のNPO法人やボランティア等の多様なサービス提供主体と連携し、日常生活上の支援体制の充実・強化、高齢者の社会参加の推進を図る。	
13	生きがい施策（老人クラブ連合会への活動助成）	高齢者が地域や社会から孤立することなく、生きがいを持った生活ができるように、老人クラブ連合会の活動を支援する。	高齢福祉課
14	介護保険料の賦課・徴収に関する事務	納付勧奨等の措置を講じる中で、当事者から状況の聞き取りを行い、必要に応じて様々な支援機関につなぐ等の対応を行う。	

	事業名	自殺対策の視点からの事業の捉え方	担当課
15	障害児給付サービスに関する事務	児童福祉法に基づき、障がいのある児童に対し、集団生活への適応訓練や医療等の障害福祉サービスを提供するための相談支援及び給付を行う。	障がい者自立支援課
16	訓練等給付・介護給付に関する事務	障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、個別の障がいの状態を踏まえながら、社会生活を維持するため障害福祉サービスを提供するための相談支援及び給付を行う。	
17	障がい福祉の手引き（ガイドブック）作成事業	障がい者やその家族に対して、各種福祉制度の概要や手続き方法などを紹介するガイドブックを作成・配布することにより、障がい者がある能力や適性、ライフステージに合わせて適切なサービスを利用できるよう情報を提供し、在宅生活の質の向上や社会参加の促進等を図る。	
18	意思疎通支援事業（手話通訳者等派遣事業、広報等点訳・音訳業務委託事業）	聴覚障がい者・中途失聴者・難聴者及び視覚障がい者が社会生活において意思疎通や情報提供を受ける上で支障がある場合に、手話通訳者・要約筆記者の派遣によるコミュニケーションの確保や広報等点訳・音訳業務委託事業による情報提供の確保を図る。	
19	自立支援医療（精神通院・更生・育成）申請・交付事務	申請や交付に際し、当事者や家族と対面する機会を活用することで、問題の早期発見・早期対応を図る。	
20	相談支援事業	行政より委託した相談支援事業所による、精神・知的・身体障がい者を対象とした相談業務と、市の窓口での福祉サービスの利用援助や情報提供・助言、日常生活の相談を行う。	地域生活支援室
21	成年後見制度等相談支援委託事業・利用支援事業	日常生活における権利侵害に関する相談、制度の利用・説明、報酬助成制度の活用相談を実施する。 また、成年後見人制度利用の相談を行う。	



	事業名	自殺対策の視点からの事業の捉え方	担当課
22	障がい者虐待防止対策支援事業	障がい者虐待に関する通報・相談窓口を設置する。 虐待の早期発見・早期対応を行い、本人とその家族等、養護者を支援する。	地域生活支援室
23	ファミリーサポートセンター事業（児童の送迎、帰宅後の預かり業務）	保護者や家庭のリスク等の早期発見やつなぎの一助となり得るため、まかせて会員への研修への受講を推奨する。	こども課
24	公立保育所運営	保護者や家庭のリスク等の早期発見やつなぎ体制整備のために、保育士等へのゲートキーパー研修等の案内と受講の推奨を行う。	
25	公立こども園運営	保護者や家庭のリスク等の早期発見やつなぎ体制整備のために、保育士等へのゲートキーパー研修等の案内と受講の推奨を行う。	
26	民間保育所運営	保護者や家庭のリスク等の早期発見やつなぎ体制整備のために、保育士等へのゲートキーパー研修等の案内と受講の推奨を行う。	
27	幼稚園運営	保護者や家庭のリスク等の早期発見やつなぎ体制整備のために、幼稚園教諭等へのゲートキーパー研修等の案内と受講の推奨を行う。	
28	保育所、幼稚園及び学童保育所等入所（園）受付事務	入所受付に際して、保護者や家族等と対面で対応する機会を活用した問題の早期発見や関係機関に適切につなぐ等の対応を行う。	
29	保育所徴収事務	納付相談を実施する中で、背後にある様々な問題をも察知し、関係機関に適切につなぐ等の対応を行う。	
30	園運営	保育・教育活動を通して、命の大切さを学ぶ機会を増やすとともに、自分のことが大切に思える自尊感情の育成をめざす。また、保護者の子育てに伴う不安感を緩和するとともに、子どもの健やかな成長を支援する。	幼稚園・保育園・こども園
31	児童手当支給事務 児童扶養手当支給事務	子どもの養育に不安があるなどの申し出があった場合や、自殺リスクの高い保護者に対して、関係機関へつなぐ体制を強化する。	子育て家庭支援課

	事業名	自殺対策の視点からの事業の捉え方	担当課
32	家庭児童相談室の運営	野洲市要保護児童対策地域協議会の調整機関として関係機関と連携し、児童虐待の早期発見・早期対応を実施する。	家庭児童相談室
33	母子健康手帳交付	母子健康手帳発行時に本人の健康や生活の状態を把握し、自殺リスクを抱え込みがちな妊婦や家庭を把握し、関係機関と連携しながら対応をする。	健康推進課
34	新生児・2ヶ月訪問指導	産後うつや育児によるストレス等は、母の自殺リスクを大きく高める。早期の段階から支援を開始し、自殺のリスクを軽減させるとともに、関係機関と連携しながら対応する。	
35	すこやか相談	子どもの発達に関して相談に応じることで、保護者の不安や負担を軽減する。 早期の段階から支援を開始し、リスクを軽減させるとともに関係機関と連携しながら対応する。	
36	乳幼児健診	健診時に子どもの発達や生活状況や保護者の状況を把握し、必要時には本人や家族を含めた包括的な支援につなげる。	
37	発達相談	子どもの発達に関して相談に応じることで、保護者の不安や負担を軽減する。 早期の段階から支援を開始し、リスクを軽減させるとともに関係機関と連携しながら対応する。	
38	特定不妊治療費助成事業	不妊に係る悩みや経済的負担は自殺リスクを高めるため、助成の相談や申請時には、自殺リスクの高い方を早期に気づき、支援を行う。	
39	未熟児養育医療に関する事務	育児に係る悩みや経済的負担は自殺リスクを高めるため、助成の相談や申請時には、自殺リスクの高い方を早期に気づき、支援を行う。	

	事業名	自殺対策の視点からの事業の捉え方	担当課
40	歯科保健事業	乳幼児に対する歯科健診・歯科指導の機会を活用し、母子の生活状況の把握をし、自殺リスクの高い市民に対して関係機関につなぐ体制を強化する。	健康推進課
41	特定保健指導 生活習慣病健診 保健指導	特定保健指導時に、生活状況の把握をし、自殺リスクの高い市民に対して関係機関につなぐ体制を強化する。	健康推進課・ 保険年金課
42	健康推進員養成講座	健康推進員にゲートキーパー研修を受講を推奨し、自殺リスクの高い方を早期に気づき、関係機関につなぐ等の対応を強化する。	健康推進課
43	健康教育	様々な健康づくりの機会に自殺対策や心の健康について啓発を行う。	
44	難病相談	健康問題は自殺に至る主な理由の一つであり、リスクが高いと判断した難病患者への相談対応を行う。	
45	精神保健福祉事業（個別支援）	精神障がいを抱える方とその家族は、地域社会での生活に際して様々な困難や課題を抱えており、自殺リスクの高い方も少なくない。そこで、医療・福祉・保健等の関係者・機関が連携し、個別支援会議等で各々が実施している支援等の情報を共有し、支援の方向性や支援方法を協議することにより、本人や家族に対して包括的・継続的に支援を行い、自殺のリスクを軽減させる。	
46	巡回相談員の派遣	教育的支援を要する子どもについて、専門的見地から具体的なアドバイスを得て、継続的に様子を観察することで、子どもの状況に応じた支援を学校と関係機関が連携して展開することができ、子どもや保護者が持つ「困り感」の軽減を図る。	学校教育課

	事業名	自殺対策の視点からの事業の捉え方	担当課
47	特別支援教育支援員の配置	特別支援教育支援員を各校に配置することにより、学級担任や教科担任と連携し、様々な場面で一人ひとりのニーズに応じた適切な支援を行う。	学校教育課
48	小学校・中学校保健事業	健康診断の結果に基づき、家庭環境の変化や変調には気を配り、担任等と連携して虐待等の早期発見につなげている。さらに、その状況によっては、生活習慣状況やメンタルヘルスについて聞き取り、対応を行う。	
49	厳しい状況に置かれた児童生徒を中心に据えた学級・学校経営	発達障がいや不登校、学力不振、貧困・虐待等、厳しい状況にある子どもを中心に考え、教職員がその子どもたちとの関係を深め支えながら、学級・学校づくりを進める。	小学校・中学校
50	教育相談体制の充実と関係機関連携	定期的な教育相談の方法を工夫するとともに、学級担任の子どもへの関わりを深め、オアシス相談員・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用や関係機関との連携等を図りながら、いつでも気軽に相談できる体制をつくる。	
51	発達障がいへの理解の促進	発達障がいの正しい理解に向けて広報や講演会を開催する。	発達支援センター
52	弁護士による暮らしとこころの相談会	日本弁護士連合会と共催で、生活苦、労働問題などの法律問題の相談会を行う。臨床心理士会にも協力を依頼し、心の問題にも対応する。	滋賀弁護士会
53	「まかせてよ！もっと身近に 薬剤師」事業	薬局の「健康サポート事業」として健康に関することの気軽な相談窓口となり、相談内容によって適切な関係他職種へつなぐ取組を実施する。	薬剤師会
54	インターネット上の自殺の予告事案への対応	インターネット上で自殺予告事案を認知した場合には迅速で適切な対応を継続して実施する。	滋賀県守山警察署

	事業名	自殺対策の視点からの事業の捉え方	担当課
55	精神障がい者患者家族会 (たんぼぼの会)	当事者同士の交流の場を持つことで、孤立化を防ぎ、自殺リスクの軽減に寄与する。	精神障がい者 患者家族会 (た んぼぼの会)
56	野洲 断酒会	アルコールの問題を抱える方は自殺のリスクが高く、 家族も困難を抱えている場合が多い。相談を通じて飲 酒行動上の問題やその他の生活の問題について、関係 機関と連携して支援を行う。	野洲 断酒会

# 第5章

## 自殺対策の推進体制

野洲市の「いのち支える野洲市自殺対策計画」に基づく各施策は、関係機関とネットワークを構築しながら、目標達成に向け、次の体制により自殺対策を推進します。

野洲市市民生活総合支援推進委員会（自殺防止対策連絡部会）により、自殺対策の施策についての分析・評価を行い、施策展開に反映させ、目標達成に向けた事業の推進を図ります。



## 主な評価指標と検証・評価

本計画の主な評価指標を次表のとおりとし、中間年度に取組状況を取りまとめて、その進捗状況を評価・検証し、野洲市市民生活総合支援推進委員会（自殺防止対策連絡部会）に報告の上、その後の取組についての協議を行い、PDCAサイクルにより計画を推進していきます。

主な施策分野	指標の内容	現状値 (平成29年度)	目標値 (平成35年度) (2023年度)
地域におけるネットワークの強化	野洲市市民生活総合支援推進委員会（自殺防止対策連絡部会）の開催回数	1回/年	2回以上/年
自殺対策を支える人材の育成	ゲートキーパー研修開催回数	3回/年	6回以上/年
	ゲートキーパー研修受講者のうち「自殺対策の理解が深まった」と回答した人の割合（%） （ゲートキーパー研修受講時アンケート）	—	80%以上
市民への啓発と周知	リーフレット・啓発グッズの配布	300個/年	1,000個/年
	市広報紙での啓発	1回/年	2回以上/年
	市ホームページの作成及び啓発	—	1回/年
	図書館等でのテーマ展示	—	2回/年
ハイリスク状況にある方への支援	自殺未遂者支援を受けている方が再度の自殺企図をしない	—	再度の自殺企図した人がいない
児童生徒のSOSの出し方に関する教育の推進	自殺予防に関する研修の受講者数（教職員）	—	延べ45人 (9校×1人×5年)
高齢者への支援の強化	介護支援専門員・介護サービス事業所・介護相談員へゲートキーパー研修の開催回数	—	1回/年
	小地域ふれあいサロンの開催場所	72カ所	78カ所
	いきいき百歳体操の開催場所	36カ所	60カ所
若年層への支援の強化 *1	若年層（10代～30代）の自殺者の減少	9人 (平成25-29年)	減少 (平成31-35年) (2019-2023年)
生活困窮者への支援の拡充 *1	自殺の原因である「経済・生活問題」の人数の減少	10人 (平成25-29年)	減少 (平成31-35年) (2019-2023年)
市民への心の健康づくり *2	この1か月に、不満、悩み、ストレスを感じている人の割合（*滋賀の健康・栄養マップ調査（平成27年度））	男性 67.1% 女性 70.7%	減少
	睡眠による休養を十分にとれていない人の割合（*滋賀の健康・栄養マップ調査（平成27年度））	男性 22.0% 女性 26.6%	16%

\*1 「若年層への支援の強化」「生活困窮者への支援の強化」については、現状値は過去5年間の合計であり、目標値も5年間の合計を示しています。

\*2 「市民への心の健康づくり」の評価（平成35年度（2023年度））については、滋賀の健康・栄養マップ調査の直近の調査で評価します。

# <参考> 資料編

## ○自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）

### 目次

第一章 総則（第一条—第十一条）

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）

第三章 基本的施策（第十五条—第二十二条）

第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）

附則

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

#### （基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。



(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する

る報告書を提出しなければならない。

## 第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

## 第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の実情に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連

携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### 第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。
- 3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則 (平成二八年三月三〇日法律第一一号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

○野洲市附属機関設置条例（抄）

平成30年 3月28日 条例第 1号

改正 平成30年 6月28日条例第27号

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の 4 第 3 項の規定に基づき設置する附属機関に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第 2 条 市は、法令若しくはこれに基づく政令又は他の条例（以下「法令等」という。）に定めがあるもののほか、市の執行機関（以下「執行機関」という。）に別表第 1 に掲げる附属機関を置く。

< 略 >

別表第 1（第 2 条、第 3 条、第 4 条関係）

（平30条例27・一部改正）

附属機関の属する執行機関	執行機関に置く附属機関の名称	所掌事務	委員の定数	委員の構成	委員の任期
市長	< 略 >				
	野洲市自殺対策計画策定委員会	市の自殺対策計画の策定に必要な事項等の調査審議等に関する事務	20人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 関係する団体を代表する者 (3) 関係する行政機関の職員 (4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者	委嘱され、又は任命された日から策定した計画等を市長に報告するまでの期間

< 以下略 >

## ○野洲市自殺対策計画策定委員会規則

平成 30 年 6 月 28 日

規則第 58 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、野洲市附属機関設置条例（平成 30 年野洲市条例第 1 号）第 8 条の規定に基づき、野洲市自殺対策計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第 2 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議等)

第 3 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員長は、会議の議事に関し必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は関係資料等の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第 4 条 委員及び前条第 3 項の規定により会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第 5 条 委員会の庶務は、健康福祉部健康推進課において処理する。

(その他)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

## ○策定経過

### 野洲市市民生活総合支援推進委員会（自殺防止対策連絡部会）

開催日	主な議題
平成 30 年 5 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部会の目的、野洲市の自殺の状況、29 年度部会の取組み結果、30 年度部会の取組み計画について</li> <li>・ 自殺対策に関する動向と野洲市の取組み</li> <li>・ 野洲市自殺対策計画の策定について</li> </ul>

### 野洲市自殺対策計画策定委員会

回数	開催日	主な議題
第 1 回	平成 30 年 8 月 10 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自殺対策計画について（策定の意義、自殺をめぐる現状、策定委員会の進め方）</li> <li>・ 野洲市自殺対策計画（骨子案）について</li> <li>・ 自殺対策に関する関係機関・団体の現状及び意見交換</li> </ul>
第 2 回	平成 30 年 11 月 20 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 野洲市の重点施策について</li> <li>・ 自殺対策関連事業洗い出し結果に基づく施策について</li> <li>・ 野洲市自殺対策計画（案）について</li> </ul>
第 3 回	平成 31 年 2 月 18 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 野洲市自殺対策計画（案）について</li> <li>・ 野洲市自殺対策計画（案）概要版について</li> </ul>

### 自殺対策関係課会議

回数	開催日	主な議題
第 1 回	平成 30 年 10 月 22 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 野洲市自殺対策計画策定について</li> <li>・ 自殺対策関係課による自殺対策関連事業の洗い出し作業結果まとめと計画素案への具体的な盛り込み方について</li> </ul>
第 2 回	平成 30 年 11 月 14 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 野洲市自殺対策計画（案）について</li> </ul>
第 3 回	平成 31 年 2 月 14 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 野洲市自殺対策計画（案）及び概要版について</li> </ul>

### パブリックコメント

平成 30 年 12 月 26 日～平成 31 年 1 月 17 日	計画策定にあたり、市内公共施設やホームページにおいて計画案を公表し、市民の考えや意見を聞く
------------------------------------	---

○野洲市自殺対策計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

	所属・関係団体等	名 前
第1号委員	梅花女子大学 看護保健学部看護学科	西田 大介
第2号委員	一般社団法人 守山野洲医師会	衛藤 信之
	医療法人周行会 湖南病院	森 このみ
	守山野洲薬剤師会	木戸 一博
	滋賀弁護士会	杉山 佐枝子
	守山警察署	宝泉 将司
	湖南広域消防局	加賀爪 三代司
	野洲市教育委員会 校長会	木下 善広
	守山野洲地区労働者福祉協議会	中嶋 泰成
	野洲市精神障害者患者家族会 たんぽぽの会	河島 京子
	滋賀県断酒連絡会 野洲断酒会	仲村 隆夫
	野洲市民生委員児童委員協議会	小川 美知
	社会福祉法人 野洲市社会福祉協議会	富田 由紀子
第3号委員	滋賀県南部健康福祉事務所（草津保健所）	寺田 裕美
第4号委員	公募	梅村 通子



○相談窓口

# 話してください あなたの悩み

## 心の悩みで困ったときの相談窓口

### 野洲市健康福祉センター

#### ●健康推進課

心といのちの相談<専用電話>

TEL 077-588-1866

■受付時間：月～金（祝日・年末年始除く）9：00～17：00

心とからだの健康相談  
<面接による相談：要予約>

「夜、眠れない」「お酒を飲みすぎる」など心身の不調に関する相談

TEL 077-588-1788

■予約電話受付時間：月～金（祝日・年末年始除く）8：30～17：15

#### ●地域包括支援センター

高齢者のもの忘れなどの相談  
<電話や面接、訪問による相談>

TEL 077-588-2337

■受付時間：月～金（祝日・年末年始除く）8：30～17：15

### 滋賀県草津保健所

こころやからだの不調の相談  
(アルコール・薬物の相談含む)  
<電話や面接(要予約)による相談>

TEL 077-562-3534

■受付時間：月～金（祝日・年末年始除く）8：30～17：15

### 滋賀県自殺対策推進センター

こころの悩みの相談

TEL 077-566-4326

■受付時間：年末年始を除く毎日 9：00～21：00

### 滋賀県立精神保健福祉センター

こころやからだの不調の相談  
<電話や面接(要予約)による相談>

アルコールや薬物、思春期関連(概ね15歳以上)、アディクション関連、こころのケア関連(PTSDなど)、ご遺族の相談、その他

TEL 077-567-5010

■受付時間：月～金（祝日・年末年始除く）9：00～16：00

### よりそいホットライン

24時間365日の無料電話相談

フリーダイヤル TEL 0120-279-338

### こころの健康相談統一ダイヤル

TEL 0570-064-556

### 滋賀いのちの電話

TEL 077-553-7387

■受付時間：金・土・日 10：00～22：00

## 学校の悩み・子どもの悩み相談

### 中央子ども家庭相談センター

TEL 077-562-1121

■受付時間：月～金 8：30～17：15 来所は要予約

### 滋賀県子ども・若者総合相談窓口

TEL 077-567-5058

■受付時間：月～金 9：00～16：00 面接は要予約

### 子ども・子育て応援センター〔こころんだいやる〕

TEL 077-524-2030

TEL 0120-0-78310 (全国共通ダイヤル)

■受付時間：祝日を含む毎日 9：00～21：00 (12/29～1/3除く)

### 滋賀県虐待ホットライン 子どもへの虐待の通告(連絡)

TEL 189

(児童相談所全国共通ダイヤル・24時間対応)

TEL 077-562-8996 (24時間対応)

### 子どもの人権110番(大津地方事務局内)

子どもの人権問題・いじめに関する相談

TEL 0120-007-110

■受付時間：月～金 8：30～17：15 (フリーダイヤル)

### こどものなやみごと110番

なやみ グッバイ

TEL 0120-783-998

■受付時間：毎週水曜日(祝日除く) 15：00～17：00

### いじめで悩む子ども相談電話

TEL 077-567-5404

■受付時間：月～金 9：30～18：00 (祝日・年末年始は除く)

### いじめ等の悩み24時間電話相談〔24時間子どもSOSダイヤル〕

TEL 0120-0-78310 (全国共通ダイヤル)

■受付時間：祝日を含む毎日24時間 9：00～21：00に県内からかけた場合は〔こころんだいやる〕につながります。

## 男女差別、夫婦・家族関係の悩み、離婚、DV等の相談

### 男女共同参画相談室（県立男女共同参画センター内）

男女差別、夫婦・家族やその他の様々な人間関係における悩み、離婚、DVなど。性別を問わず相談可。

TEL 0748-37-8739

■受付時間：火・水・金・土・日…9：00～12：00、13：00～17：00 木…9：00～12：00、17：00～20：30（夜間相談）  
（月曜日・祝日の翌日・年末年始・施設点検日を除く）

### 女性の人権ホットライン（大津地方事務局内）

女性の人権問題に関する相談

TEL 0570-070-810

■受付時間：月～金（祝日、年末年始を除く）8：30～17：15

### 中央子ども家庭相談センター

TEL 077-564-7867

■受付時間：祝日、年末年始を除く毎日 8：30～22：00  
来所は要予約

## 借金・多重債務や生活苦のご相談

命より重い  
お金の問題はありません！  
借金・多重債務は  
必ず解決できます

### 借金・多重債務でお悩みの方へ

借金の返済に追われることは大きな心理的負担です。借金・多重債務には解決方法があります。家族や身近な人に迷惑をかけたくないと一人で悩まず、できるだけ早く、野洲市消費生活センターに相談してください。

### 野洲市消費生活センター（野洲市市民生活相談課）

借金・多重債務のほか、悪質商法や商品事故など、消費生活全般についての相談窓口です。

TEL 077-587-6063 fax 077-586-3677

### 消費者ホットライン

TEL 188（いやや！）

からもつながります！

- 相談時間 平日8：30～17：15（祝日、年末年始は除く）
- 住所 〒520-2395 滋賀県野洲市小篠原2100番地1
- ホームページ <http://www.city.yasu.lg.jp/soshiki/shiminseikatsusoudan/>

## 【用語解説】

### あ行

#### アウトリーチ

手を差しのべること。援助が必要であるにも関わらず、自発的に申し出をしない人々に対して公共機関等が積極的に働きかけて支援の実現をめざすこと。

#### アルコール相談

アルコール関連問題に関する相談。アルコールに関係した問題の全てはアルコール関連問題と呼ばれている。多量飲酒・有害な使用・アルコール乱用・アルコール依存症が含まれる。

#### いきいき百歳体操

高知県で開発された体操で、年齢を重ねても筋力維持、向上させ、いつまでも元気で過ごすための、体力づくりを目的とした体操。手首と足首に、0～1.2kgのおもりをつけ、椅子に座ってDVDを見ながらゆっくりと体を動かす体操のこと。

### か行

#### 介護支援専門員（ケアマネジャー）

要介護者等からの相談に応じ、その心身の状況に応じて介護サービス計画を作成するとともに、市町村や事業所と連絡調整を行う人のこと。

#### 介護相談員

介護サービス事業所等へ訪問し、利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、事業所における介護サービスの質的な向上を図る。

#### 救急告示病院

消防法に基づき、知事が告示し指定する病院。湖南圏域内の救急告示病院は、済生会滋賀県病院、草津総合病院、野洲病院、滋賀県立総合病院、済生会守山市民病院、近江草津徳洲会病院の6病院がある。

#### ゲートキーパー

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。

#### ゲートキーパー研修

ゲートキーパーのスキルを身につけるための研修のこと。

#### 健康推進員

地域の健康づくりを推進するためのリーダーとして活躍するボランティア。市が実施する養成講座の修了者を市長が委嘱する。

### さ行

#### 産後うつ

出産後の抑うつ状態。「憂うつである」、「気分が落ち込んでいる」等の症状を「抑うつ気分」といい、抑うつ気分が強い状態を「抑うつ状態」という。

#### 産後ケア事業

出産施設を退院した母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を行い、産後も安心して子育てができるよう支援する。宿泊型、デイサービス型、アウトリーチ型（利

用者の自宅で実施)がある。

### **児童手当**

児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を資すること目的として、中学校修了(15歳になった後最初の3月31日)前の児童を養育している方に支給される。

### **児童扶養手当**

父母の離婚などにより、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当のこと。

### **小地域ふれあいサロン**

高齢者の生きがいづくり及び閉じこもり予防並びに地域の支え合い活動の推進を目的として、各地域で実施しているサロンのこと。

### **スクールカウンセラー**

不登校を始めとする児童生徒の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応等のために、児童生徒の悩みを受け止めて相談にあたり、教員や関係機関と連携して必要な支援をするための心の専門家のこと。

### **スクールソーシャルワーカー**

社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家のこと。

### **ストレスチェック**

ストレスに関する質問票に記入し、それを集計・分析することで自分のストレスがどのような状態にあるか調べる簡単な検査のこと。

## **た行**

### **特定妊婦**

出産後の養育について出産前から支援を行うことが特に必要と認められる妊婦。妊娠中に家庭環境にリスクを抱えている妊婦で、複雑な家庭内事情を持っているなど、育児が困難と予想される妊婦のこと。

## **な行**

### **認知症キャラバン・メイト**

認知症サポーター養成講座の講師を養成するために県が主催する養成研修を修了した人のこと。

### **認知症サポーター**

「認知症サポーター養成講座」を受けた人が「認知症サポーター」となる。認知症を正しく理解してもらい、認知症の人や家族を暖かく見守る応援者となり、自分のできる範囲で活動を行う。

## ま行

### 民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、市民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人のこと。

### メンタルヘルス

精神面における健康のこと。

## わ行

### ワーク・ライフ・バランスの推進

国の「働き方改革実行計画」を踏まえ、時間外労働の削減や年次有給休暇の取得促進等、働き方改革の取組を推進すること。

## A～Z

### PDCAサイクル

P l a n (計画) D o (実行) C h e c k (評価) A c t i o n (改善)という流れを繰り返し、改善しながら継続的に活動しながら、根拠に基づいた活動を展開するための手法のこと。

## いのち支える野洲市自殺対策計画

～ 誰も自殺に追い込まれることのない野洲市をめざして ～

発行日 平成31年3月

編集発行 野洲市健康福祉センター 健康推進課

〒520-2315 野洲市辻町433番地1

TEL: 077-588-1788 FAX: 077-586-3668

# いのち支える野洲市自殺対策計画

～ 誰も自殺に追い込まれることのない野洲市をめざして ～

---

平成31年3月 発行